

公 告

公告第 5 1 号
令和 8 年 6 月 4 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第 3 9 2 会計隊長 秋吉 裕之

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：北熊本（R 8）仮設隊庁舎設置及びリース
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：仕様書のとおり
- (4) 設置期間（令和 8 年度）
契約日～令和 9 年 2 月 2 8 日（本契約）
- (5) リース期間
 - ア 令和 9 年 3 月 1 日～同年 3 月 3 1 日（本契約）
 - イ 令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日（別途契約）
 - ウ 令和 1 0 年 4 月 1 日～令和 1 1 年 3 月 3 1 日（別途契約）
 - エ 令和 1 1 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（別途契約）
- (6) 撤去期間（令和 1 2 年度）
令和 1 2 年 4 月 1 日～同年 9 月 3 0 日（別途契約）
- (7) 全履行期間
契約日～令和 1 2 年 9 月 3 0 日

3 競争に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 07・08・09 年度競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供」の「B」等級以上を有する者であること。
- (4) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 号）第 3 条に規定する「建築工事業」に係る建設業の許可を有し、同第 2 7 条の 2 3 に基づく有効な経営事項審査を受けていること。
- (5) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (6) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 公告の提示場所：西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>) 陸上自衛隊北熊本駐屯地

5 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊北熊本駐屯地 第 3 9 2 会計隊契約班、西部方面隊ホームページ

6 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊北熊本駐屯地 第 3 9 2 会計隊 入札室
- (2) 日 時：令和 8 年 6 月 2 6 日 1 4 時 0 0 分

7 落札決定方法

- (1) 合計金額（税抜き）が、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の範囲以内で最低の価格応札を提示した者を落札者とする。本契約は仕様書で提示したとおり、設置、令和12年9月30日までの本体リース期間及び撤去までの契約であり、合計金額をもって落札者を決定し、契約金額は令和8年度分とする。
- (2) 入札書は、令和8年度分と全履行期間分の入札書を提出すること。また、全期間分の入札書は年度ごとの金額がわかる内訳書を添付すること。
- (3) 総品目総額（消費税抜き）により決定する。（同価の場合は抽選により決定する。）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

9 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札書の氏名が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、ファクシミリ、電報等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書等の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
ア 「役務請負契約条項」
イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
ウ 「暴力団排除に関する特約条項」

11 その他

- (1) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札参加を希望する者は、令和8年6月22日（月）12時00分までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格（写）を提出（FAX可）すること。
- (3) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (4) 郵便入札を推奨する。
- (5) 入札日時以前に入札書を郵便（書留）により提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に封緘し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（入札日時及び入札件名）入札書在中」と朱書きして令和8年6月24日（水）16時00分までに必着となるよう「書留」により送達すること。この際、送達した旨の連絡を担当者へ行うこと。
- (6) 入札書を持参等により提出する場合の期限についても前項(5)に同じものとする。

- (7) 入札日当日に不調となり再度入札を行う場合は、別途日時を指定し、再度入札を執行する。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札の参加者にその旨を通知（FAX送付）するので、受領した旨の通知（FAX送信）をされたい。
- (8) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- (9) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- (10) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とししない可能性があります。

12 問い合わせ先

(1) 入札に関する問い合わせ先

〒861－8064

熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17-1

陸上自衛隊北熊本駐屯地

第392会計隊契約班（担当：西村）

TEL 096－343－3141（内線3567）

FAX 096－344－8807

MAIL 392fin-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

(2) 仕様書に関するお問い合わせ先

陸上自衛隊北熊本駐屯地

業務隊管理科 担当：山下（内線3317）

仕様書 ①

- 1 件 名 北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース
- 2 場 所 熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17-1 陸上自衛隊北熊本駐屯地
- 3 概 要
- (1) 仮設隊庁舎プレハブ設置・・・・・・・・・・・・・・1棟
- (2) 仮設隊庁舎プレハブリース・・・・・・・・・・・・・・1箇月
- (3) 計画通知書等官庁申請書類の作成・提出及び各種手続き・・・・・・・・・・一式

4 一般事項

- (1) 本件に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (2) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取扱い上及び技術的に当然施工すべき事項については、受注者の責任において施工するものとする。
- (3) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原形復旧するものとする。
- (4) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、受注者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
- (5) 本件の写真は、作業前、作業中、作業後、主要な作業段階ごと、隠蔽箇所、完成検査状況及び監督官の指示する箇所を撮影し、写真台帳(A4版)に整理の上、監督官に提出するものとする。なお、写真データは仮設隊庁舎設置完了後、確実に破棄するものとする。
- (6) 本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (7) 本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。ただし、キュービクル、冷暖房設備及び監督官がシツタ用品の使用を認めたものを除く。
- (8) 本件で発生する発生材は、金属類については陸上自衛隊北熊本駐屯地の監督官が指定した場所に搬入集積し、重量を測定の上、発生材報告書・調書を作成し監督官に提出する。その他の産業廃棄物(鉄土を含む。)は、受注者の責任において適切に処分するものとする。
- (10) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (11) 本仕様書に記載されている寸法等は近似値であるため、作業に先立ち原寸を確認するものとする。
- (12) 受注者は作業開始前に危険予知活動(KY・TBM)を実施し、安全管理を徹底するものとする。

5 特記事項

- (1) 設置期間
- 契約日～令和9年2月28日
- (2) 賃借期間(イレは予定のため、変更する可能性がある。)
- ア 令和9年3月1日～31日
- イ 令和9年4月1日～令和10年3月31日 ※別送契約
- ウ 令和10年4月1日～令和11年3月31日 ※別送契約
- エ 令和11年4月1日～令和12年3月31日 ※別送契約
- (3) 撤去期間(5項(2)の状況により変更する可能性がある。)
- 令和12年4月1日～同年9月30日 ※別送契約
- (4) 官側の使用に起因しない不具合等が発生した場合は、速やかに技術員を派遣し、原因を追究するとともに、原形復旧を行うものとする。また、緊急連絡体制表を監督官に提出するものとする。
- (5) 本件の設計図及び構造計算書等は受注者の負担において作成するものとし、監督官の承諾を得るものとする。
- (6) 本件に係る計画通知書等の官庁申請書類の作成・提出及び各種手続きは、受注者の負担において実施するものとする。
- (7) 試運転・各種試験
- ア 電気調和設備の試運転は監督官立会いのもと行うものとし、試運転結果報告書を1部提出するものとする。
- イ 電気配線完了後、接地及び絶縁抵抗値を測定するものとし、試験結果報告書を1部提出するものとする。
- ウ テレビ共同受信設備の設置完了後、出力レベルの測定を行うものとし、測定結果報告書1部を提出するものとする。なお、測定内容は、機器接続後、系統ごとの端末直列ユニットの出力レベル及び受像画質を各受信チャンネル別に測定するものとする。

6 官側が要求する性能等

- (1) 全 般
- プレハブは一般的な製品とし、日成ビル工業株式会社プレハウス又は株式会社システムハウスR&C ストロングエースと同等品以上のものとする。(他社の製品を含む。)また鉄骨製作工場は、Mグレード以上を基準とする。
- (2) 構 成
- 構成は下表の通りとし、設置位置は別図「配置図」を基準とする。また、既存建屋への近接の恐れがある場合は、監督官と協議の上、必要に応じて防火改修等の措置を施すものとする。

名 称	数量	単位	備 考
仮設隊庁舎プレハブ	1	棟	鉄骨造2階建て 約1,400㎡(基準)

- (3) 構造・形状・寸法
- プレハブの構造、形状及び寸法については、建築基準法第18条の規定に基づく建築主事等の審査を受けることを前提に、建築基準法及び消防法、各種条例等に定める関係規定に適合するものとする。詳細は、次のとおりとする。
- (4) 外 構
- ア 建屋廻りについては現状レベルで真砂土散均し程度とする。
- イ 敷地へのアウセスを考慮し、南・西・東の3箇所に階段を設けるものとする。なお、本件終了後に撤去可能な仕様とすること。なお、階段の撤去は、別途契約とする。
- ウ 敷地内に外灯の配線、雨水の有孔管が埋設されているため、適切に迂回等を行うものとする。なお、本件終了後に現状復旧するものとする。なお、原状復旧は、別途契約とする。
- (5) 共通事項
- ア 場内の仮囲いは単管サシトリを基準とし、既存建物に紛惑等が飛ばないよう考慮するものとし、仮囲いの範囲は工事を行うにあたり、安全に作業できる範囲を見込み、監督官の承諾を得るものとする。なお、工事に必要な現場事務所及び仮設トイレを見込み、位置については監督官の承諾を得るものとする。
- イ 足場は手摺先行工法とし、安全に配慮するものとする。
- ウ 消防設備は所轄消防署と協議し、避難誘導設備、消火設備及び防火戸設備等の適切な消防設備を設けるものとする。また、当該建物には受注者の負担により消火器を設けるものとする。
- (6) 基本構造
- ア 建築主要構造部は、準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-2)とする。
- イ 本建物は、建築基準法第85条第6項及び建築基準法施行令第147条による緩和を適用しないものとする。
- ウ 適切に防火上の面積区画、防火上主要間仕切りを設けるものとする。
- エ 2階床荷重条件は、2,900N/㎡を基準とする。
- オ 風圧力は、建築基準法施行令第87条及び建築物の構造関係技術基準解説書(2025年版)に基づき、34m/秒として検討を行うものとする。
- カ 公共建築物の避難対象建築物に該当しないため、重要度係数は1.0とする。
- キ 地盤補強は、本件に含むものとし、近隣ボーリングデータ(敷地内)を参考とする。近隣ボーリングデータが軟弱であることを考慮し、基礎・内部土間について適切な地盤補強を行うものとする。地盤補強は撤去時の解体を考慮し、鋼管杭を基準とする。また、契約後、速やかに計画場所にて地盤調査(ボーリング調査1箇所+サンプリング試験)を実施し、詳細検討を行なうものとする。その際、近隣ボーリングデータと調査結果が著しく異なる場合に限り契約金額の変更協議を行うものとする。なお、近隣ボーリングデータは、入札前に監督官より受領するものとする。
- ク プレハブ設置位置確定前に試掘調査を行い、障害物の確認を行うものとする。なお、配管・配線の切り直し及びコンクリートガラ等の堅固なもの(1.3m³)の処分は、本件に含むものとする。
- ケ プレハブの構造は、軽量鉄骨造(プレース構造を含む。)2階建てとし、屋内階段(鋼製)及び屋根付きの屋外階段(鋼製)を各1箇所設置するものとする。柱については長期の賃借期間及び1,000㎡を超える建物であることを配慮し、建築物の構造関係技術基準解説書(2025年度版)の規定を満たすものとし、

件 名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	2/35
図 名	仕様書①	縮 尺	—
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	

仕様書 ②

100角以上とする。

コ 外部寸法(柱芯寸法)は、間口4.3.780mm±100mm×奥行15.670mm±100mm×軒高7.200mm以上とし、各部屋の寸法は、別図平面図に示す床面積以上とする。

サ 基礎は、鉄筋コンクリート布基礎とする。

シ 屋根は、折板型(二重折板)H=75mm以上(屋根)の二重、H=150mm程度の金物で仕上げ、グラスウールt=100(10kg/m³)の断熱材入りとすること。斜めの部分でも断熱性確保のため、78mm以上確保し、不燃ペット=4mmを基準とする。屋根周囲には、化粧板H=300(カラーGL、t=0.6mm)を設置し、軒端は塩ビ製120角(前高)、壁端はVU60φを基準とし、出入口には庇を設けるものとする。

ス 1階床は、土間コンクリートt=150mm(砕石t=100mm、鉄筋D10@200シングル、防湿シート=0.15mm)とする。2階床は、デッキシート=1.6mm(高さ50mm)の上、強化ガラスボードt=15mm(二重張り)とする。

セ 外壁は、窯業系サイディングt=16mm以上とする。

ソ 内壁は、グラスウールt=50mm(24kg/m³)以上の断熱材入りとする。

タ 天井は、1階及び2階共にグラスウールt=100mm(16kg/m³)以上の断熱材敷ひとする。

チ 建具の種類及びガラスの種類は、別図建具表に示す仕様と同等以上とすること。また、令和9年度に本計画建物の北側に建屋を設置予定のため、Y8.5通りは延焼ラインがかかる想定とし、適切に防火設備等の対応を行うものとする。一部建具については、電気錠(一部電子錠)が取り付け可能な建具とする。また、別図平面図に示す事務室の窓にはブラインド、居室の窓には遮光カーテン及び網戸を設置するものとする。別図平面図に示す建具配置は参考であり、居室には採光・換気・排湿を満足する建具を配置するものとする。

テ 外部階段は、縁鋼板+塗装仕上とする。

ト 内部階段は、モルタルt=50mm+長尺塩ビシートt=2mmとし、段鼻にノンスリッパ(タイヤ付)を設置するものとし、蹴込部及びササウ桁は、塗装仕上とする。

ナ 別図平面図に示すとおり、出入口にはボーチ及び階段を設けるものとし、出入口(3箇所)付近に足洗い場(RC造)を設け、給水及び排水は配管に接続するものとする。

ニ 別図保管庫(RC造)詳細図に示す保管庫・倉庫・倉庫前室の壁及び天井はRC仕様とし、記載寸法以上の壁厚、配筋とする。

ヌ 保管庫の建具は、鋼製引戸とし、内蔵錠は形シリンダー錠とするとともに、特殊錠(別塗)を取り付けるため、厚さ3.2mm以上の鉄金具を取り付けるものとする。

ネ 倉庫(RC造)の建具は、スイング式鉄扉とし、三段式文字盤かぎ錠、さらに差し込み式かぎ錠が組み込まれた二重施錠方式とする。なお、内部には非常解除装置を取り付けるものとする。

ノ 倉庫前室の建具は鋼製ドアとし、テンキー式電気錠とする。なお、内部には非常解除装置を取り付けるものとする。

ハ 倉庫(RC造)の換気扇等の開口にはD13@100mm間隔(タテヨコ)の鉄格子を設置するものとする。

(7) 内部仕上げ(建築)

ア 天井は、化粧石膏ボードt=9.5mm仕上とする。天井点検口は、天井内を点検するために最低限必要な箇所数を見込むものとする。なお、保管庫等は、仕上げなし(張し)とする。

イ 内壁及び間仕切り壁は、石膏ボードt=12.5mm+クロス仕上とし、法的に不燃仕様や面積区画、防火上必要な間仕切り等が必要な場合は見込むものとする。また、居室間はグラスウールt=50mm(24kg/m³)以上の断熱材入りとし、保管庫等は、石膏ボードt=12.5mm+壁紙+ペニヤt=12mm張りとする。

ウ 巾木は、ソフト巾木H=60mmとする。

エ 乾燥室の天井、内壁及び間仕切り壁は、ケイカル板t=6.0+EP塗装とし、グラスウールt=50mm(24kg/m³)以上の断熱材入りとする。

オ 便所の内壁及び間仕切り壁は、耐水石膏ボードt=12.5mm+クロス仕上とし、面高さ(H=1200mm程度より上部は、一般造と同様とする)。

カ トイレブースは、高さH=1900mmを基準とし、メラミン化粧合板とする。

キ 床仕上は、長尺シート張り仕上とし、保管庫等は、土間金網仕上とする。

ク 室内に使用する仕上材料、建具及び天井裏等については、シックハウスの対策を講ずるものとする。

ケ 玉付帽子掛けをすべての居室内に2個、全ての事務室の廊下側にピッタリ300mmで設置するものとする。なお、事務室の廊下側に設置する玉付帽子掛けの数量は、最大数を見込むものとする。

コ すべての室の廊下側に室名札(ビジュアル名を含む。)を設置するものとする。

(8) 電気設備

ア 電源は、仮設隊庁舎計画地北東側の高圧分枝設備より高圧分枝し、計画地周辺まで引き込むものとする。分岐方法及び保護協調については電気主任技術者と協議の上、既設設備の運用及び保護機能に支障を来さないものとする。なお、経路や建柱位置は用地の使用に支障を来さないよう監督官と協議の上、決定するものとする。

イ 仮設隊庁舎計画地北側にキュービクルを設置し当該建屋に接続するものとする。本建物北側に別棟の計画(令和9年度)があるため、キュービクルの容量は、当該建物の負荷及び将来計画負荷を受注者において考慮し、支障の来さない容量を決定するものとする。また、別棟の電力負荷は、当該建物と同等を見込むものとする。なお、キュービクルは、リーヌ品を使用できるものとする。

ウ 本件で設置した電柱および高圧分枝設備側配管、鋼金等は本件終了後、残置とする。なお、残置設備については、公共工事標準仕様書(電気設備工事編最新版)に基づき施工するものとする。

エ 仮設隊庁舎内の照明器具の設置位置は別図フロット図を基準とし、JIS Z 9110の照度基準を満足するものとする。また、スイッチは使用性及び利便性を考慮し適切な位置に設置するものとする。

オ コンセントは、形状及び使用性を考慮し、埋込型又は露出型を適切に選定するものとし、設置位置は別図フロット図を基準とする。

カ 非常用照明は、建築基準法及び関係法令に基づき適切に設置するものとし、設置位置は別図フロット図を基準とする。

キ 電灯分電盤は、仮設隊庁舎各階に1面以上設置し、回路数及びブレーカーの規格は室用途に合わせて選定するものとする。

ク 仮設隊庁舎出入口の外灯は、自動点滅器及びタイマーで制御するものとする。

ケ 計画地の既設埋設配管が計画建物に干渉する場合は、適切に埋設配管を切り廻すものとし、本件終了後に原状復旧するものとする。なお、原状復旧は、別途契約とする。

コ 調理室の流し台にIHヒーター(100V)を1基設置するものとする。

(9) 通信設備

ア テレビ共聴設備は、地上波及びBS/CS放送を受信できるものとし、仮設隊庁舎の屋根にアンテナを設置し、仮設隊庁舎内へアンテナー及び分配器等を設置するものとする。

イ 放送設備は、基地放送及び館内放送用の設備を設けるものとし、アンテナ等の設備は事務室④に設け、基地放送を優先とした自動切替ができるようにするものとする。

ウ 基地放送は、B庁舎2階当直室の放送設備より予備1系統を既設屋外弱電端子盤経由で接続するものとし、B庁舎→屋外弱電端子盤間の経路は、部隊の活動に支障が出ないよう監督官と協議の上、決定するものとする。また、本件で設置したB庁舎内→屋外弱電端子盤間の設備は、本件終了後、残置とする。なお、残置設備については、公共工事標準仕様書(電気設備工事編最新版)に基づき施工するものとする。

エ 上記弱電設備は、弱電端子盤を仮設隊庁舎各階廊下に1面以上設けるものとする。

オ 情報・電話設備は既設屋外弱電端子盤より接続し、機械室に引き込むものとし、光ファイバーケーブルの端末は、SCコネクタとする。また、情報・電話設備の二次側は用途を問わずUTPケーブル Cat6で配線し、対応するモジュラージャックを必要箇所を設置するものとする。なお、モジュラージャックの設置位置は、別図フロット図を基準とする。

カ 上記配線方式はスター配線とし、1階は機械室、2階は事務室④に集約、機械室に42U、事務室④に20U程度のサーバーラックを設置(耐震固定を含む。)し、電源供給を行うものとする。また、同部屋間の配線経路として、階間を貫通する適切なサイズのケーブルラックを設置し、UTPケーブル Cat6を必要数配線するものとする。

キ 権内交換・権内情報通信網設備図で示す指定情報機器を官側へ納入するものとする。ただし、設置及び設定調整は、本件に含まないものとする。

件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びビリーヌ	図面No.	3/35
図名	仕様書②	縮尺	—
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	

仕様書 ③

ＲＣ造倉庫前室の扉にテンキー制御式電気錠を設置し、事務室①及び事務室④で入室管理ができるようにすること。非常時の動作については、監督官と協議の上、決定するものとする。

ＲＣ造倉庫・倉庫前室、ＲＣ造保管庫の扉にドアセンサー、室内にパッシブ式人感センサーを設置、事務室①及び事務室④で警戒発報を行うものとする。また、各ＲＣ造室内で警報の制御が行える仕様とする。

時計設備については、長波・GPS受信ユニットを接続したプログラムタイマーを時計計とした電子式時計計とする。

消防用設備

消防法及び関係法令に基づき設置が必要な消防用設備等は適切に設置するものとする。

自動火災報知設備は、事務室①に受信機を設置、事務室④警報盤へ移報接続を行うものとし、事務室④の受信機へ既設屋外弱電端子盤及び既設送電器を經由して移報接続を行うものとする。屋外弱電端子盤～事務所④間は、別棟分及び予備を含めた３系統を敷設するものとし、Ｂ庁舎～屋外弱電端子盤間の経路は、部屋の活動に支障を来たさないよう監督官と協議の上、決定するものとする。なお、本件で設置したＢ庁舎内～屋外弱電端子盤間の設備は、本件終了後、残地するものとし、公共工事標準仕様書(電気設備工事編最新版)に基づき施工するものとする。

(11) 空調設備

乾燥室には、容量15KW程度の天吊型電熱式ユニットヒーター(別置制御盤共)を設置するものとする。換気設備の設置位置は、別図フロット図を基準とし、換気量は関係法令及び用途に基づき適切に設定するものとする。

冷暖房設備の設置位置は、別図フロット図を基準とし、天井吊型又は壁掛け型を設置するものとする。なお、冷暖房設備はレンタル品を使用できるものとし、空調機能力は冷暖房能力230W/㎡以上を見込むものとする。

(12) 給排水衛生設備

給水及び汚水は、計画地近隣の既設給水管及び既設汚水管から分岐するものとし、経路は別図配置図を基準とする。また、給水を分岐する際は、不漏水分岐を基準とし、断水が必要な場合は、監督官と調整の上、作業日時を決定するものとする。なお、本件に伴うアスファルト道路の補修を見込むものとする。

雨水は、既存排水へ接続するものとする。

敷地内に埋設されている有孔管は、適切に切り直し等を行うものとする。

便所は、水洗式トイレを腰掛大便秘器6基(男性用5基、女性用1基)及び小便器8基の合計14基設けるものとする。

腰掛大便秘器は、袖、リモコン式シャワー洗浄(水勢調節、洗浄位置調節機能付)及び暖房便座の機能を有するものとし、女性用トイレ内には、換気装置を設置するものとする。

小便器は、ポタツ式洗浄とする。

各便所に洗面台2台を設置するものとし、洗面台は手動式混合水栓とする。

シャワーユニットは、水廻り図の仕様を基準とする。

給湯設備は、ヒートポンプ式給湯機とし、給湯の供給先は、流し台、洗面台及びシャワーユニットとする。

洗濯機パントリーは、女性更衣室に1基、営内洗面室に4基設置するものとし、洗濯機用排水栓は、緊急止水弁付排水栓を設置するものとする。

調理室には流し台を1基設置するものとする。

衛生設備の設置位置については、別図平面図を基準とする。

外部の足洗い場3箇所(万能ホーム水栓を各1個設置するものとする。

正面玄関付近にエアーシューリーナー(別添工事)を設置するため、立水栓を1箇所設置するものとする。

(13) 設置

設置は、本仕様書によるほか、建築基準法、建設業法、消防法、都市計画法、省エネ法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び埋蔵文化財保護法等により実施するものとする。

仮設隊庁舎はリースのため、国土交通省仕様にならないことを可とする。(ＲＣ仕様の倉庫、保管庫部分を除く。)

熊本市に計画通知を申請することから、受注者は、九州地区に一般建築士事務所登録を有することとする。エ 本件で生じた梱包材等の廃材については、受注者の責任において撤去及び処分するものとする。

設置に係る消耗品については、受注者が準備するものとする。

すべての設置物は、令和9年2月28日までに設置を完了するものとし、設置の完了日は、検査官が完成検査を合格とした日とする。

(14) 保守

障害発生時は、緊急に電話連絡がとれるとともに、迅速に復旧対応できる保守体制が確立されているものとする。また、保守の連絡先、対応時間及び現地派遣要員の連絡先を記載した保守連絡先一覽表3部(様式任意)を作成し、監督官に提出するものとする。なお、キュービクルの保守は、官側の電気主任技術者にて行うものとする。ただし、キュービクルの故障に伴う不具合が発生した際は、受注者の負担により復旧するものとする。

保守の窓口は、一元化し、ワンストップサービスで行うものとする。

保守の提供時間は、平日の就業時間内(0900～1700)を基準とする。ただし、発生した障害が部隊の運用に多大な影響を及ぼす場合又は緊急を要する場合は、監督官と調整の上、対応を行うものとする。

障害復旧要請は、電話、FAX及び電子メール(以下「電話連絡等」という。)のいずれかの方法で実施するものとし、受注者は、交通事情、天候等、その他受注者の責に帰しがい場合を除き、速やかに要員を派遣し、復旧に当たるものとする。ただし、電話連絡等で障害の復旧が可能である場合は、この限りではない。

受注者は、保守作業を行った際、実施日、作業者名、実施場所、作業内容等を記載した保守作業報告書1部(様式任意)を監督官に提出するものとする。

(15) 点検

消防法に定められた消防用設備点検及び保守は、官側が行うものとする。ただし、消防用設備の故障に伴う不具合が発生した際は、受注者の負担により復旧するものとする。

(16) 撤去

仮設隊庁舎の撤去は、別途契約とする。

(17) 品質管理

本件に際し、設置上の不備により不具合が生じた場合は、受注者の負担において修復するものとする。

(18) 監査・検査

本件に際し、官側が定める監督及び検査実施要領により実施する。なお、受注者は、検査受検前に各種法令で定める必要な審査及び検査を完了させるものとする。

(19) 官公署その他への届出手続等

受注者は、官側が実施する関係法令等に定める関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を官側の委任を受けて実施するものとする。また、届出手続等を実施する際には、あらかじめ監督官に仕様書に記載された内容が反映されているか確認を受けるものとする。

受注者は、建設業法に規定する許可等関係法令上果たすべき義務については確実に実施するものとする。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出は、受注者が実施するものとする。

届出手続等に必要経費は、受注者側の負担とする。

(20) 重要事項説明

重要事項説明は、分任契約担当官及び監督官に対し行うものとし、場所は陸上自衛隊熊本駐屯地の官側が指定するものとする。

(21) 提出書類

受注者は、契約後速やかに次の書類を監督官へ提出するものとする。

仮設計画書、施工計画書、施工体制台帳、施工体系図、計画工程表、現場代理人等通知書及びその他の監督官が指示した書類

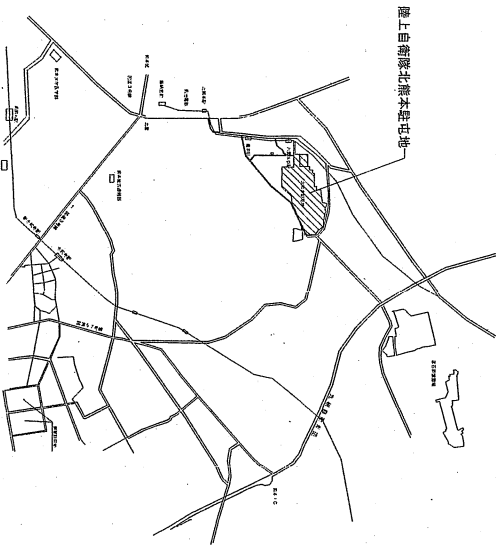
受注者は、着手後速やかに着工届を監督官へ提出するものとする。

受注者は、完成検査実施前までに次の書類を監督官へ提出するものとする。

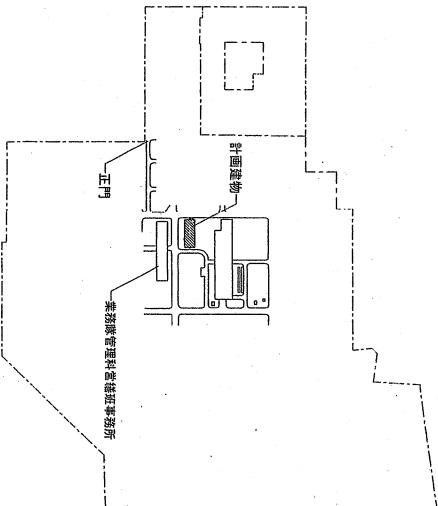
完成図、実施工程表、工事写真、完成図、取扱説明書、保守連絡先一覽表及びその他監督官が指示した書類

受注者は、保守作業完了後速やかに保守作業報告書を監督官へ提出するものとする。

件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面№	4/35
図名	仕様書③	縮尺	—
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



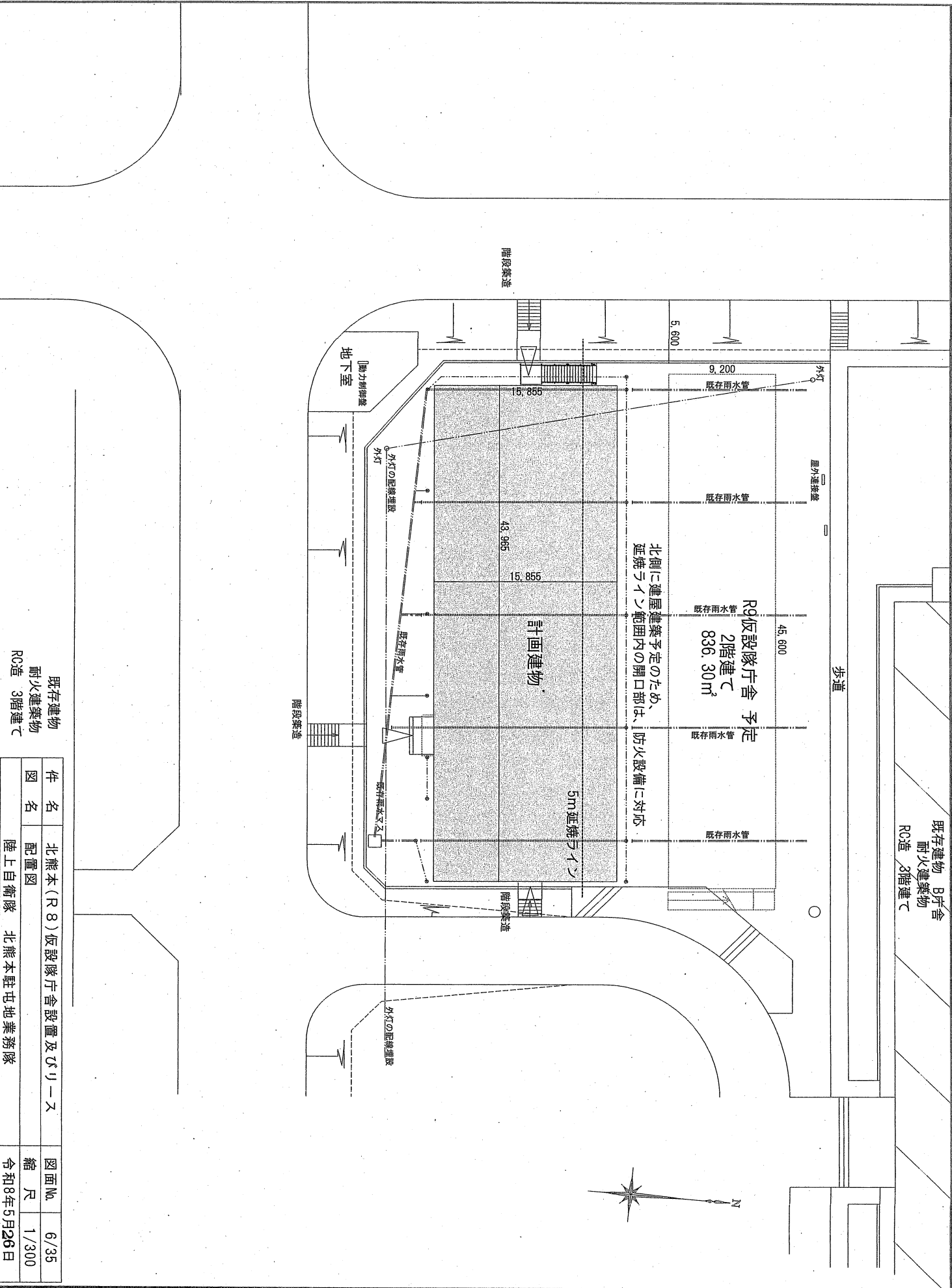
駐屯地案内図



駐屯地配置図



件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	5/35
図名	駐屯地案内図・配置図	縮尺	NON
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



既存建物
耐火建築物
RC造 3階建て

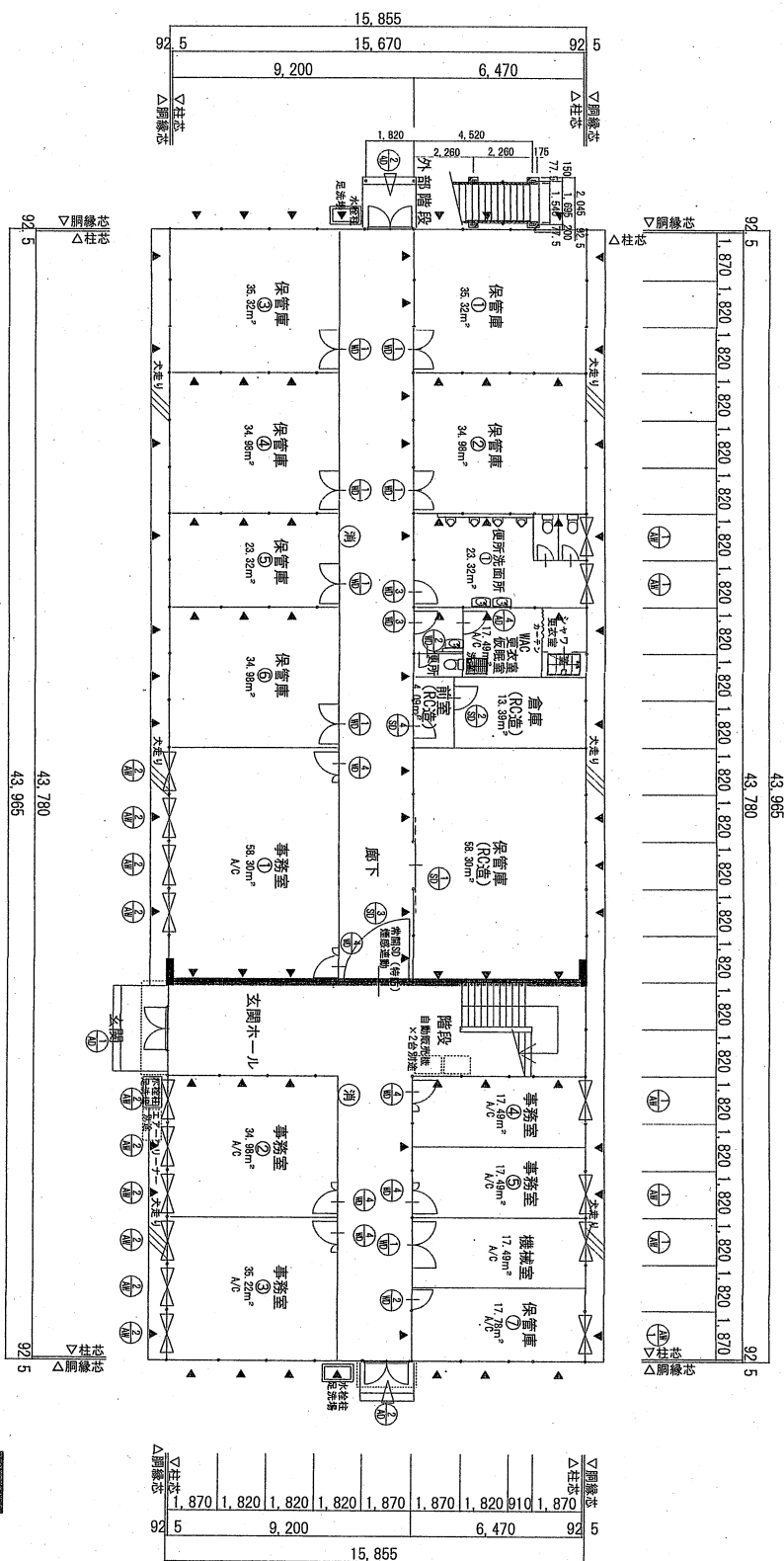
件名	図名	配置図	縮尺	図面No.
北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	配置図	陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊	1/300	6/35

令和8年5月26日

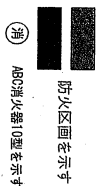
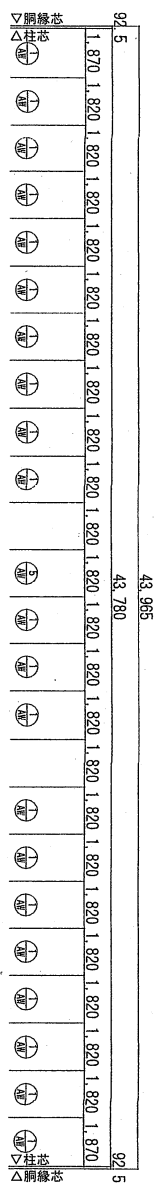
室名	床	壁（一部部）	壁（面積延面積）	巾木	天井	天井高	備考
1 廊下	長尺壁ビョートt=2.0	ビニールクロス貼 石膏ホークt=12.5	石膏ホークt=12.5（両面）	ソフト巾木t=6.0	化粧石膏ホークt=9.5	2700	玉付帽子掛け（床木下地@300）
1 玄関ホール	長尺壁ビョートt=2.0	ビニールクロス貼 石膏ホークt=12.5	石膏ホークt=12.5（両面）	ソフト巾木t=6.0	化粧石膏ホークt=9.5	2700	壁名札
1 事務室①	長尺壁ビョートt=2.0	石膏ホークt=12.5	石膏ホークt=12.5（両面）	ソフト巾木t=6.0	化粧石膏ホークt=9.5	2700	フラインド、壁名札
1 事務室②	長尺壁ビョートt=2.0	石膏ホークt=12.5	石膏ホークt=12.5（両面）	ソフト巾木t=6.0	化粧石膏ホークt=9.5	2700	フラインド、壁名札
1 事務室③	長尺壁ビョートt=2.0	石膏ホークt=12.5	石膏ホークt=12.5（両面）	ソフト巾木t=6.0	化粧石膏ホークt=9.5	2700	フラインド、壁名札
1 事務室④	長尺壁ビョートt=2.0	石膏ホークt=12.5	石膏ホークt=12.5（両面）	ソフト巾木t=6.0	化粧石膏ホークt=9.5	2600	フラインド、壁名札
1 事務室⑤	長尺壁ビョートt=2.0	石膏ホークt=12.5	石膏ホークt=12.5（両面）	ソフト巾木t=6.0	化粧石膏ホークt=9.5	2600	フラインド、壁名札
1 便所・洗面所①	長尺壁ビョートt=2.0	石膏ホークt=12.5	石膏ホークt=12.5（両面）	ソフト巾木t=6.0	化粧石膏ホークt=9.5	2700	トイレブース、壁名札
1 W/C 更衣室・仮更衣室	長尺壁ビョートt=2.0	石膏ホークt=12.5	石膏ホークt=12.5（両面）	ソフト巾木t=6.0	化粧石膏ホークt=9.5	2700	カテン、壁名札
1 W/C 便所	長尺壁ビョートt=2.0	石膏ホークt=12.5	石膏ホークt=12.5（両面）	ソフト巾木t=6.0	化粧石膏ホークt=9.5	2700	シャワーカーテン、壁名札
1 機械室	土間コンクリート 金コテ仕上げ	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	2階梁・チャイルド梁し	2階梁・チャイルド梁し		フラインド、壁名札
1 保管庫①	土間コンクリート 金コテ仕上げ	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	2階梁・チャイルド梁し	2階梁・チャイルド梁し		壁名札
1 保管庫②	土間コンクリート 金コテ仕上げ	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	2階梁・チャイルド梁し	2階梁・チャイルド梁し		壁名札
1 保管庫③	土間コンクリート 金コテ仕上げ	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	2階梁・チャイルド梁し	2階梁・チャイルド梁し		壁名札
1 保管庫④	土間コンクリート 金コテ仕上げ	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	2階梁・チャイルド梁し	2階梁・チャイルド梁し		壁名札
1 保管庫⑤	土間コンクリート 金コテ仕上げ	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	2階梁・チャイルド梁し	2階梁・チャイルド梁し		壁名札
1 保管庫⑥	土間コンクリート 金コテ仕上げ	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	2階梁・チャイルド梁し	2階梁・チャイルド梁し		壁名札
1 保管庫⑦	土間コンクリート 金コテ仕上げ	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	石膏ホークt=12.5（上部） 壁紙・ペーパー貼り（横貼り）t=12	2階梁・チャイルド梁し	2階梁・チャイルド梁し		フラインド、壁名札
1 倉庫 前室（R3造）	土間コンクリート 金コテ仕上げ	コンクリート仕上げ			コンクリート仕上げ	2600	壁名札
1 倉庫（R3造）	土間コンクリート 金コテ仕上げ	コンクリート仕上げ			コンクリート仕上げ	2600	壁名札
1 保管庫（R3造）	土間コンクリート 金コテ仕上げ	コンクリート仕上げ			コンクリート仕上げ	2600	壁名札

2	柱盤	長尺壁シート=2.0	ビニールクロス貼 石重量=ft=12.5	ビニールクロス貼 石重量=ft=9.5+12.5(両面)	ソフトラサリ60	化粧石膏ボード=9.5	2700	フラインド、壁各れ
2	事務室⑤	長尺壁シート=2.0	ビニールクロス貼 石重量=ft=12.5	ビニールクロス貼 石重量=ft=9.5+12.5(両面)	ソフトラサリ60	化粧石膏ボード=9.5	2700	フラインド、壁各れ
2	事務室⑤	長尺壁シート=2.0	ビニールクロス貼 石重量=ft=12.5	ビニールクロス貼 石重量=ft=9.5+12.5(両面)	ソフトラサリ60	化粧石膏ボード=9.5	2700	フラインド、壁各れ
2	居室⑦~⑩	長尺壁シート=2.0	ビニールクロス貼 石重量=ft=12.5	ビニールクロス貼 石重量=ft=9.5+12.5(両面)	ソフトラサリ60	化粧石膏ボード=9.5	2700	カーテン、壁各れ、 欄干掛け×2(棟末=750下地@300) 居室間の壁に0ft=50(廊下は無し)
2	調理・喫茶	長尺壁シート=2.5	ビニールクロス貼 石重量=ft=12.5	ソフトラサリ60	化粧石膏ボード=9.5	2700	カーテン、壁各れ	
2	脱衣室	長尺壁シート=2.5	ビニールクロス貼 排水石膏ボード=12.5	ソフトラサリ60	化粧石膏ボード=9.5	2700		
2	便所・洗面所②	長尺壁シート=2.0	ビニールクロス貼 排水石膏ボード=12.5	ソフトラサリ60	化粧石膏ボード=9.5	2700	トイレーズ	
2	乾燥室	長尺壁シート=2.0	ケイカル板t=8.0 印塗装	ソフトラサリ60	ケイカル板t=8.0 印塗装	2700		
共通	廊下	長尺壁シート=2.0	ビニールクロス貼 石重量=ft=12.5	ビニールクロス貼 石重量=ft=9.5+12.5(両面)	ソフトラサリ60	化粧石膏ボード=9.5	2700	玉付欄干掛け(棟下地@300)
	階段室	長尺壁シート=2.0	ビニールクロス貼 石重量=ft=12.5	ビニールクロス貼 石重量=ft=12.5+12.5(両面)	傾斜ササリ市木 停止めの上、F.E.兼塗	化粧石膏ボード=9.5	-	不整手摺(φ85)両側 段鼻部:ソフトラサリ(タイヤ付)

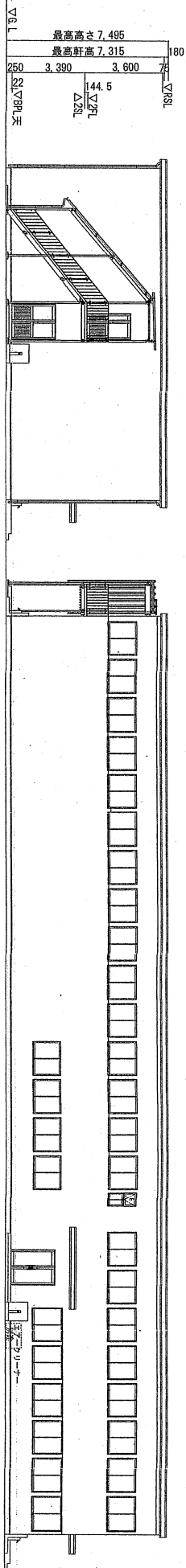
件名	北熊本(Ｒ8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	7/35
図名	内部仕上げ表	縮尺	—
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	8/35
図名	1階平面図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



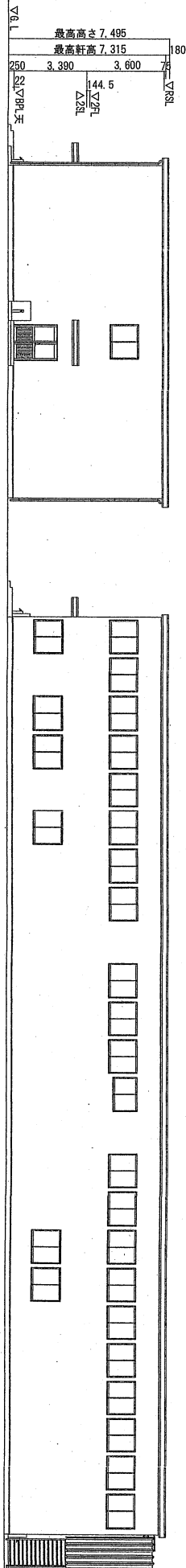
件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	9/35
図名	2階平面図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



※屋根は銅板葺きでも79以上
確保可能な2重折板とすること。
例100 (10x6/m²) 入りとする。

北側立面図 S=1/200

南側立面図 S=1/200

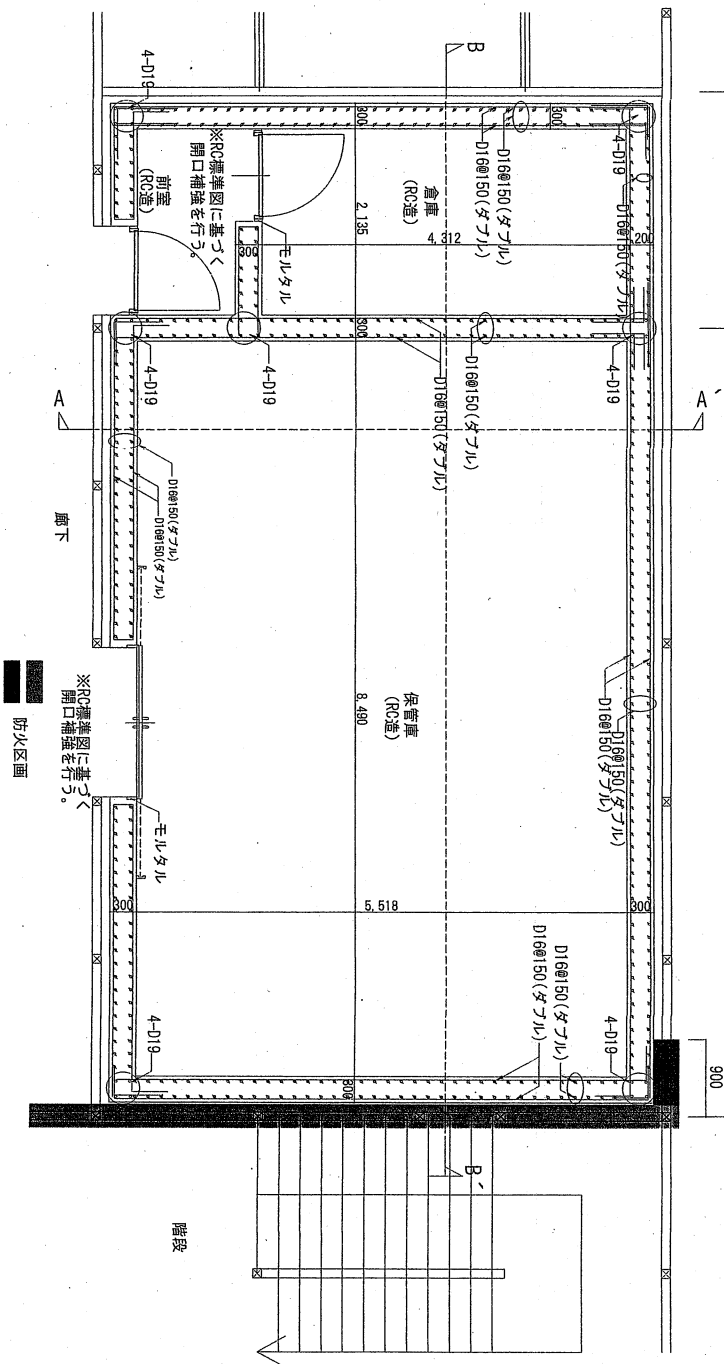


南側立面図 S=1/200

西側立面図 S=1/200

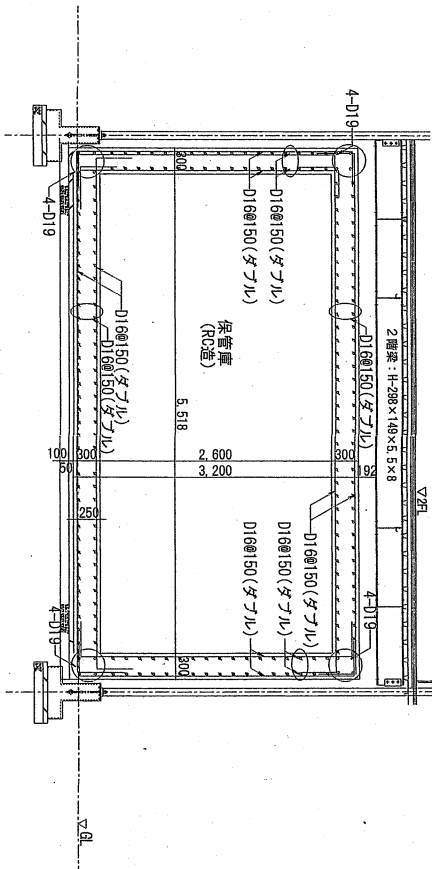
件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	10/35
図名	立面図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	

2,730	2,730	43,755	9,100	3,640
-------	-------	--------	-------	-------



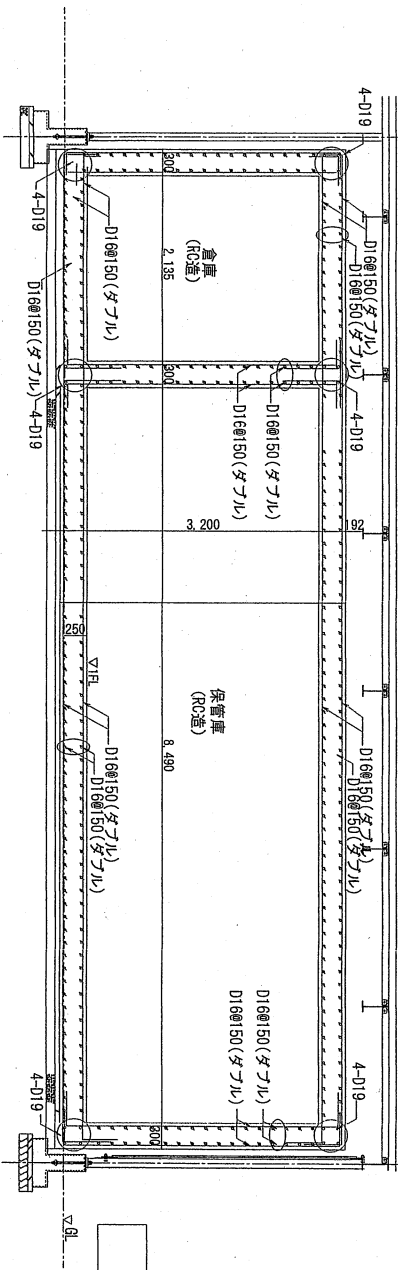
件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	11/35
図名	保管庫(RC造)詳細図1	縮尺	1/200
	陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日

15.695
6.407.5
2.880



A-A' 断面図

2.730
2.730
43.755
9.100
3.640



B-B' 断面図

件名	北熊本 (R8) 仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	12/35
図名	保管庫 (RC造) 詳細図 2	縮尺	1/200
	陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日

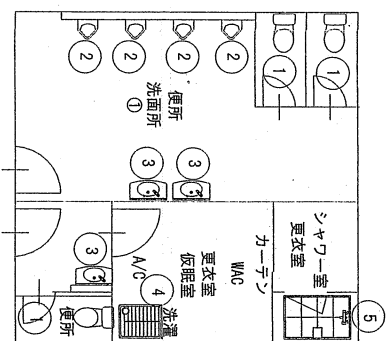
形式	引き違い窓【耐火性能】	27箇所	引き違い窓	34箇所	引き違い窓	1箇所	排煙部	1箇所	引き違い窓【耐火性能】	1箇所
図	耐火認定番号：E9-2675（輸入建具） アルミ製サッシ F4 クレーン戸 カーテン・ツインバルコ 両開きドア（フロートドア）	特見込：86	アルミ製サッシ F4 クレーン戸 カーテン・ツインバルコ 両開きドア	特見込：86	アルミ製サッシ F4 クレーン戸 カーテン・ツインバルコ 両開きドア	特見込：86	アルミ製サッシ F4 クレーン戸 カーテン・ツインバルコ 両開きドア 片開きドア（両開）	1箇所	耐火認定番号：E9-2675（輸入建具） アルミ製サッシ F4 クレーン戸 カーテン・ツインバルコ 両開きドア	特見込：86
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										
図										

形式	① 片開きドア	② 片開きドア	③ 親子ドア	11箇所
図				
注	木製 樹脂化粧シート	木製 樹脂化粧シート (小窓付)	木製 樹脂化粧シート (小窓付)	事務室④・事務室⑤はCH=2000
寸法	枠組込: 120	枠組込: 120	枠組込: 120	枠組込: 150
金物	レバー・ハンズフリー・シンダー、サムターン、ドアチェンジ、下番	取付金具一式	レバー・ハンズフリー・シンダー、サムターン、ドアチェンジ、下番	取付金具一式
備考	ドアクロージング	ドアクロージング	ドアクロージング	ドアクロージング

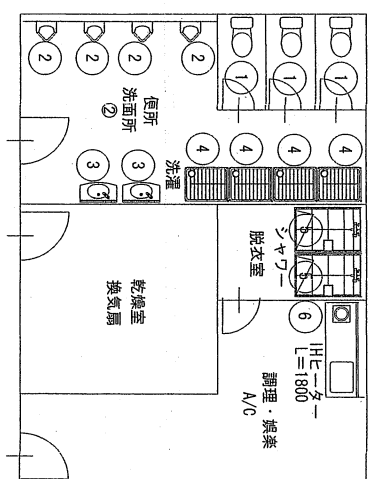
件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	14/35
図名	建具表2	縮尺	1/100
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	

戸シツフラ分け引製鋼

件名	北熊本(R8)仮設隊舎設置及びリース	図面No.	15/35
図名	建具表3	縮尺	1/100
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



1階 水廻り図

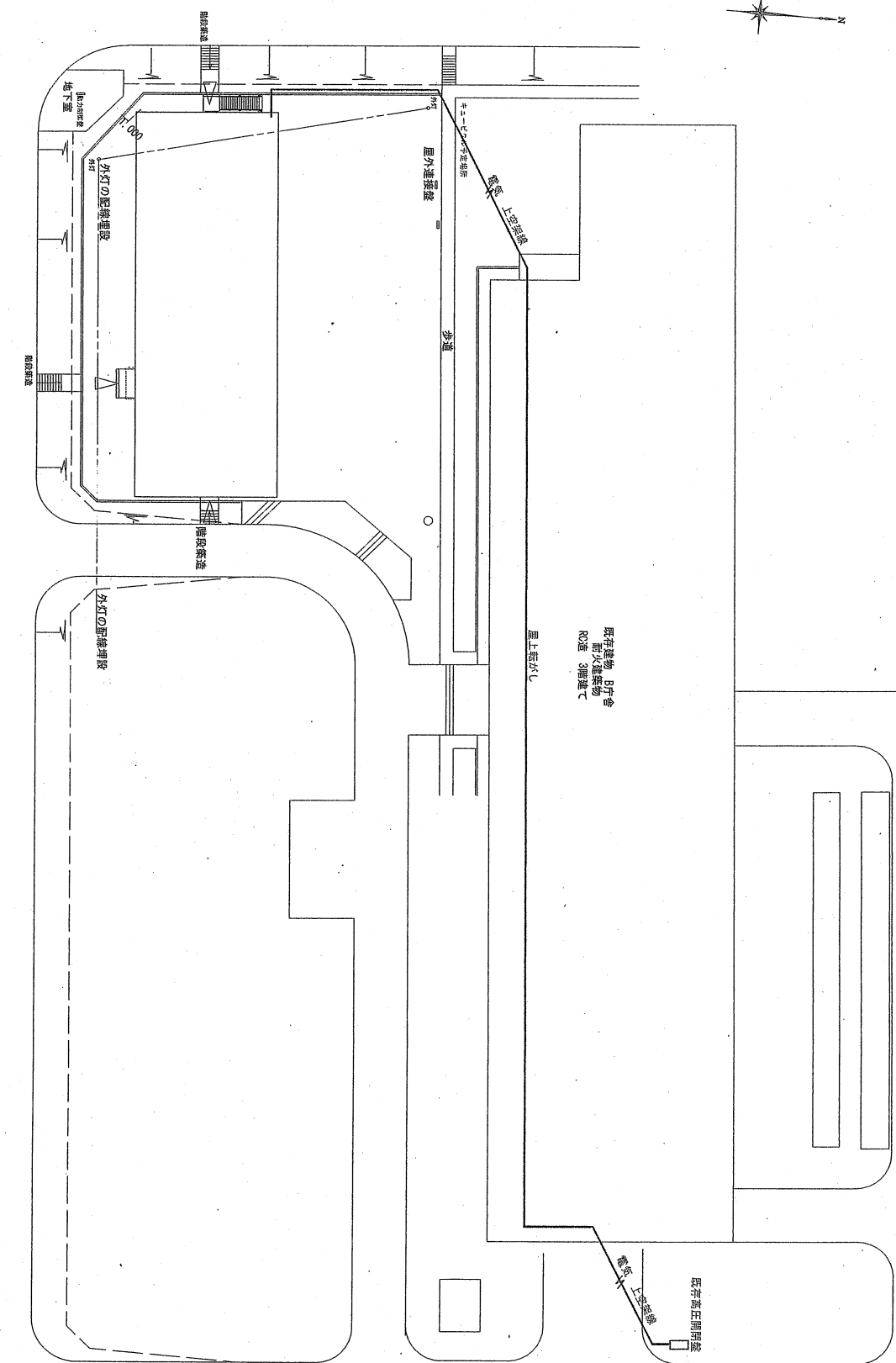


2階 水廻り図

- ① ロータンク方式洋式大便器 (温水洗浄便座、静音装置 (女子トイレのみ)、コンセント含む。)
- ② 小便器 (フラスコバルブ含む。)
- ③ 洗面流し台 (自動混合栓、鏡含む。)
- ④ 洗濯パン (給水栓、コンセント含む。)
- ⑤ シャワーユニット0812、タオルフック付
- ⑥ 流し台 (混合栓、IHヒーター含む。)

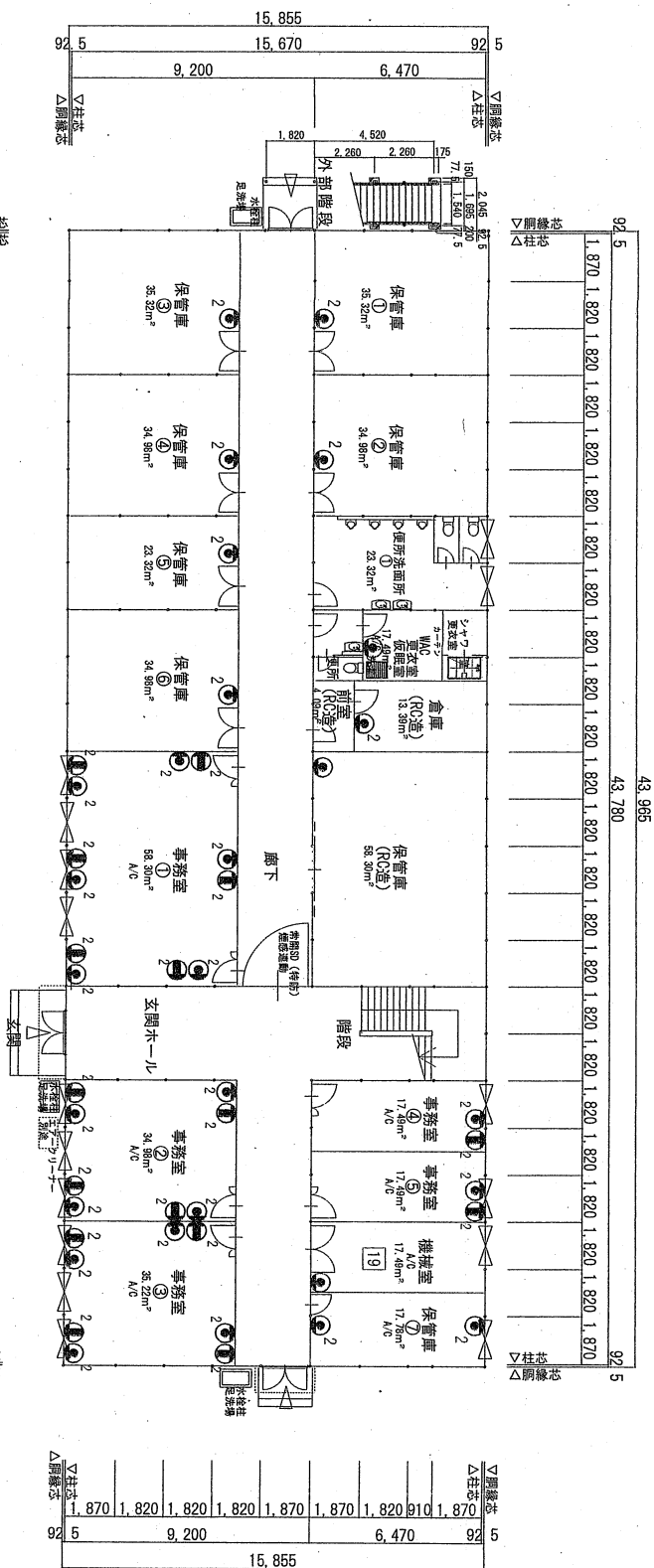
※ 給湯は、エコキュートを見込むものとする。

件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	16/35
図名	水廻り図	縮尺	1/100
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



既存建築物
耐火建築物
RC造 3階建て

件名	北熊本(R8)仮設隊行舎設置及びリース	図面No.	17/35
図名	高圧幹線 電気設備引込み図	縮尺	1/500
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊 令和8年5月26日			



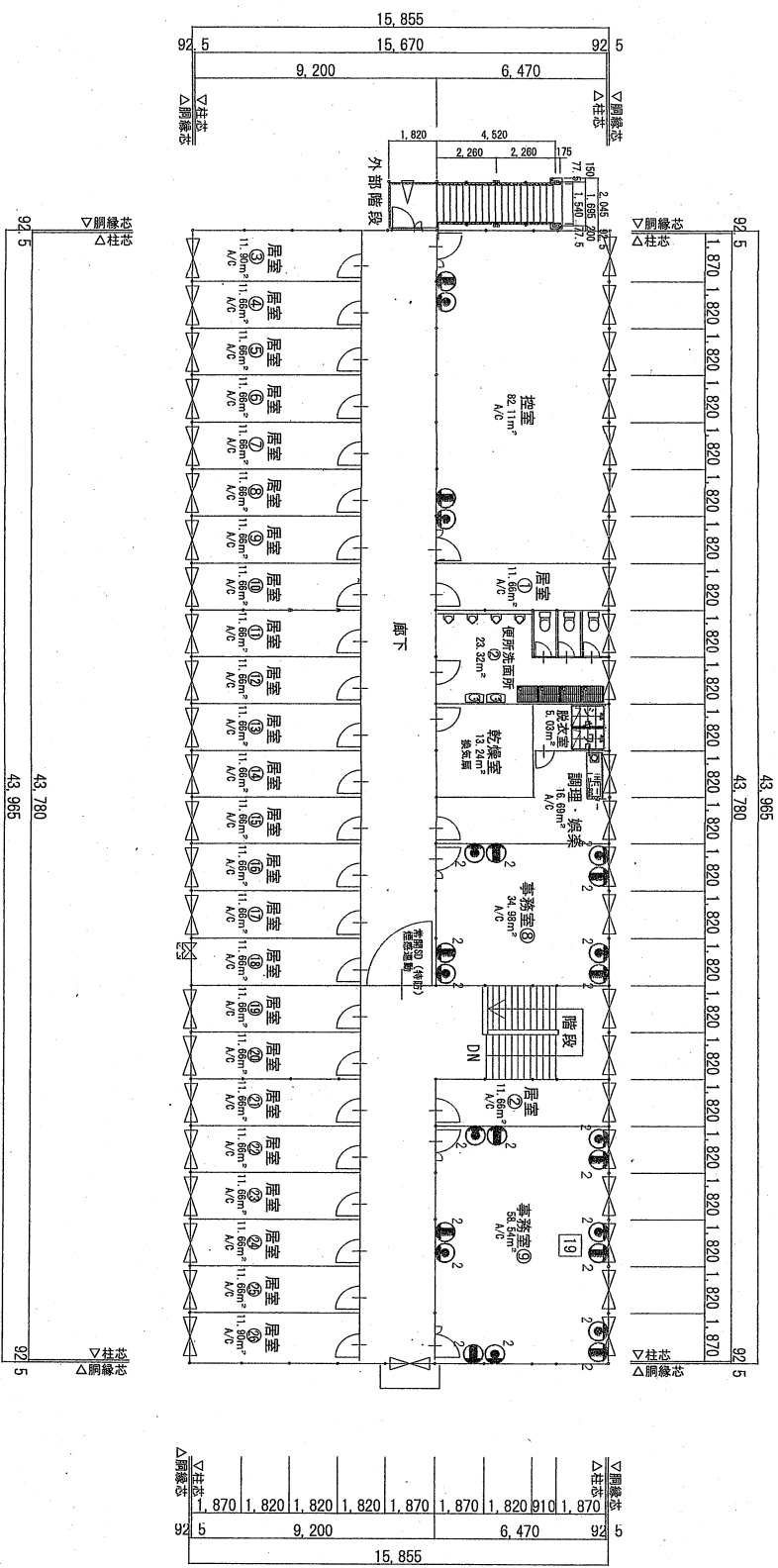
指定情報機器

品名	品番	数量
(1606-1) スイッチングハブ	EA7060-16F	10個
スイッチングハブ	EA7060-38C	16個
スイッチングハブ(06E対応)	EA7060-23A	19個
プロセッサ	Catalyst 8200L 24.4116	4個
プロセッサ(06E)	Catalyst 8200L 24.4116	4個
16 807 モジュール	RC-LH-800	2個

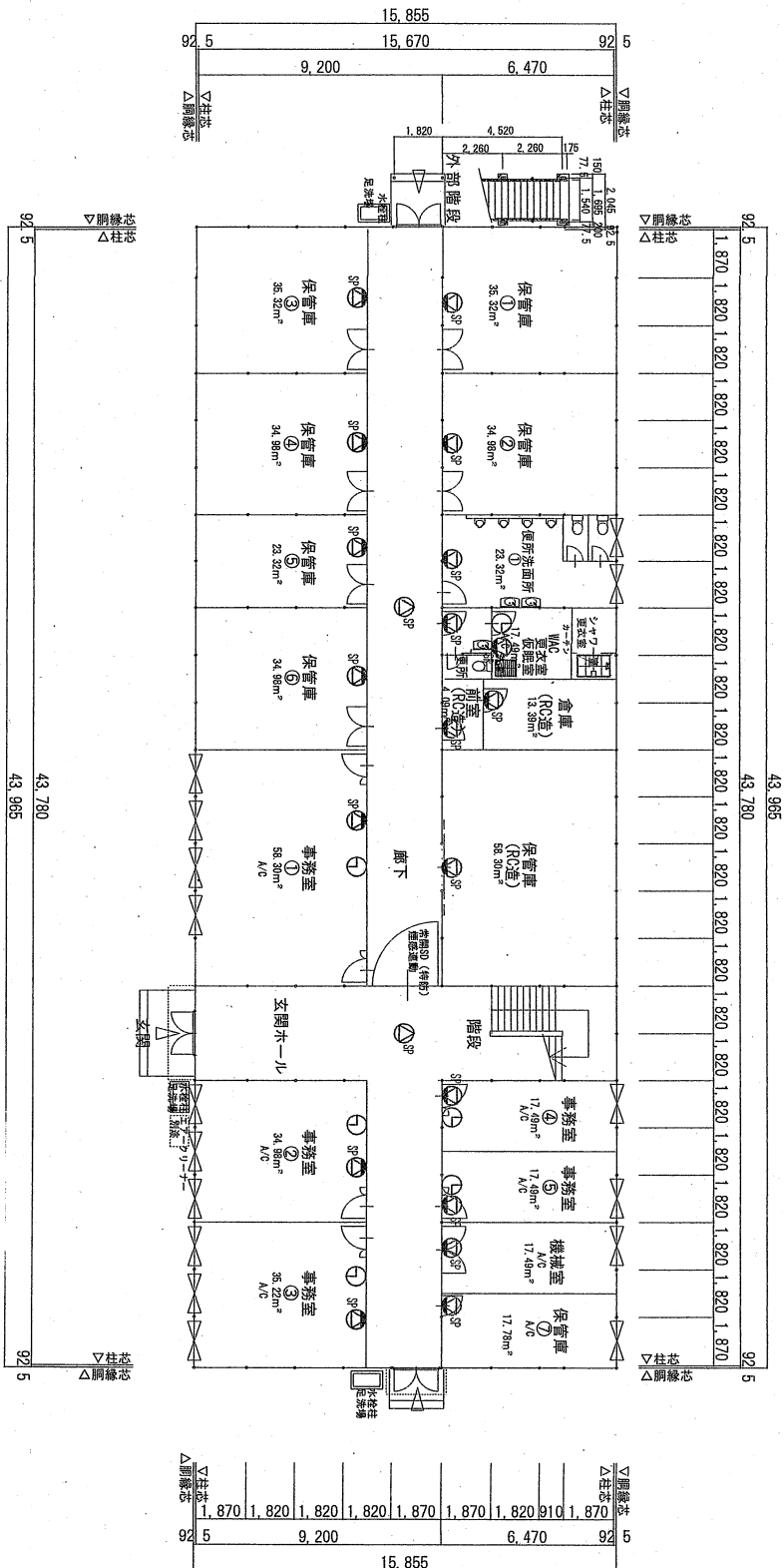
※又は同等品以上のものとする。(他社の製品を含む。)



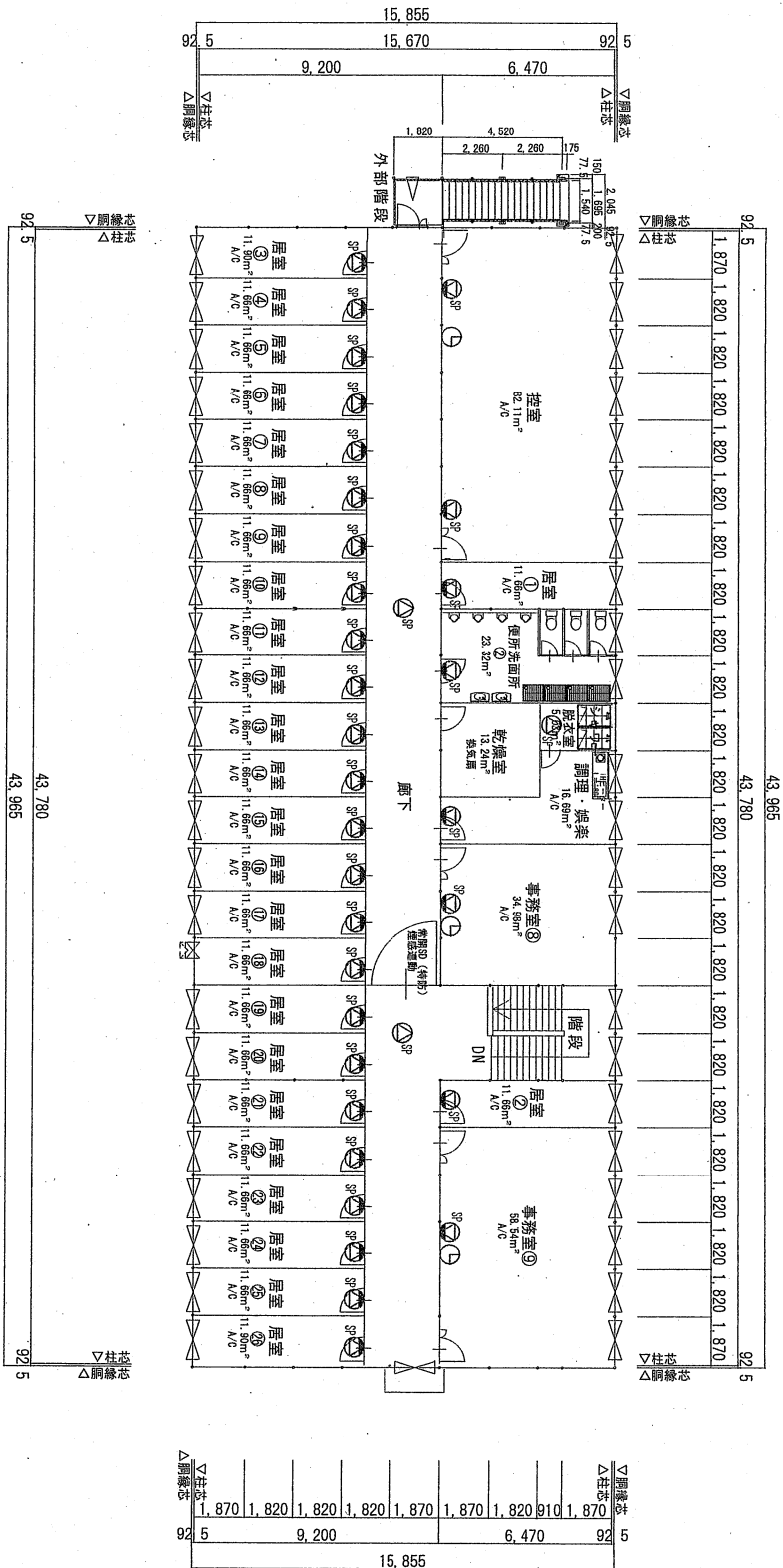
件名	北熊本(R8)仮設隊片舎設置及びリース	図面No.	18/35
図名	1階 構内交換・構内情報通信網設備図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No	19/35
図名	2階 構内交換・構内情報通信網設備図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



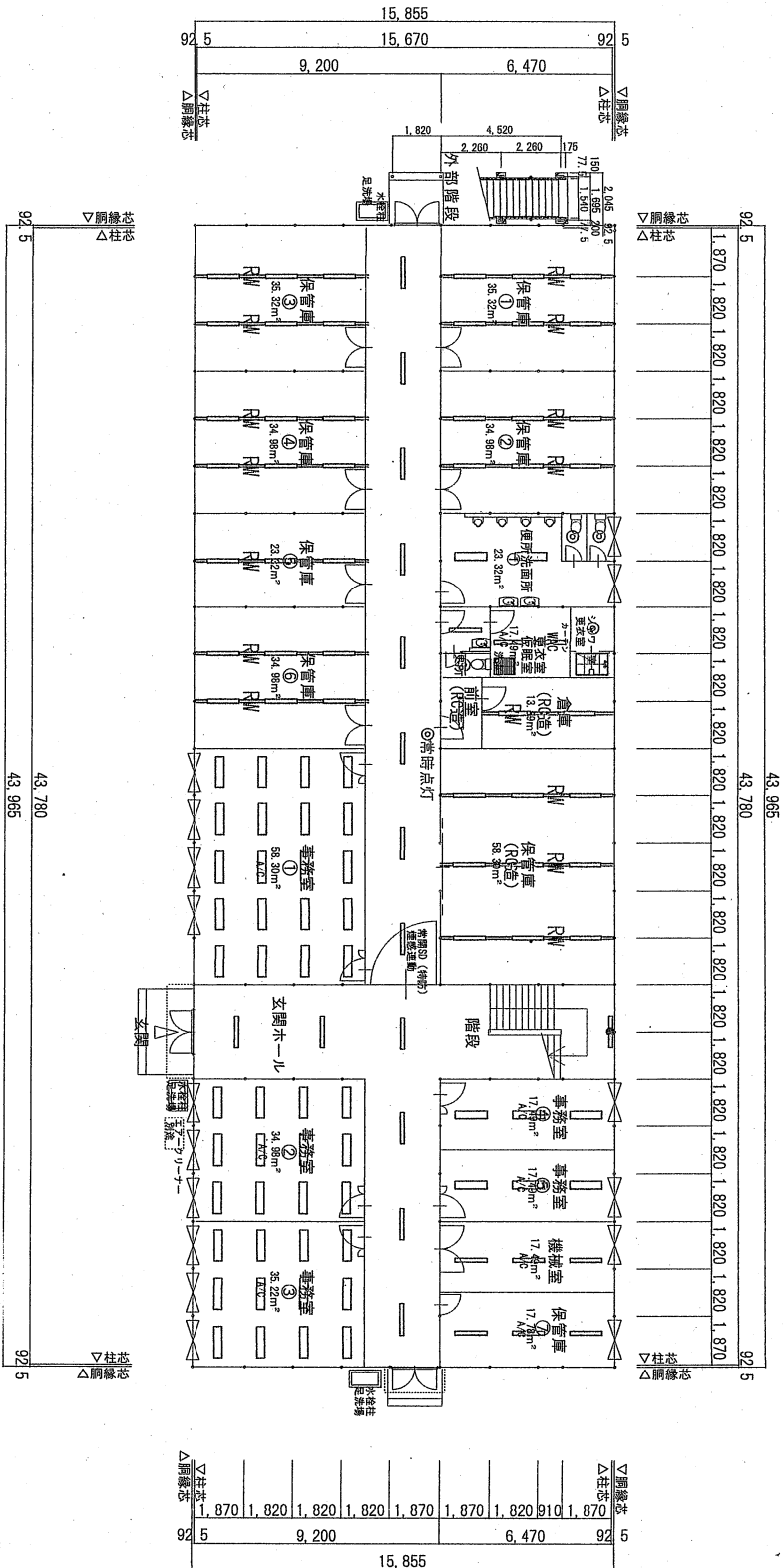
件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	20/35
図名	1階 拡声・情報表示設備図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



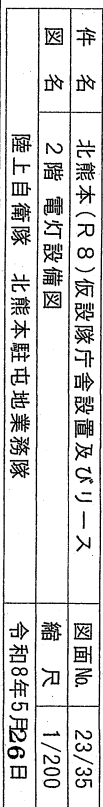
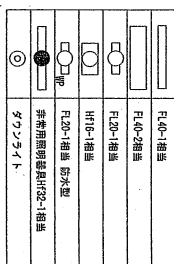
件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びブリー	図面No.	21/35
図名	2階 拡声・情報表示設備図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	

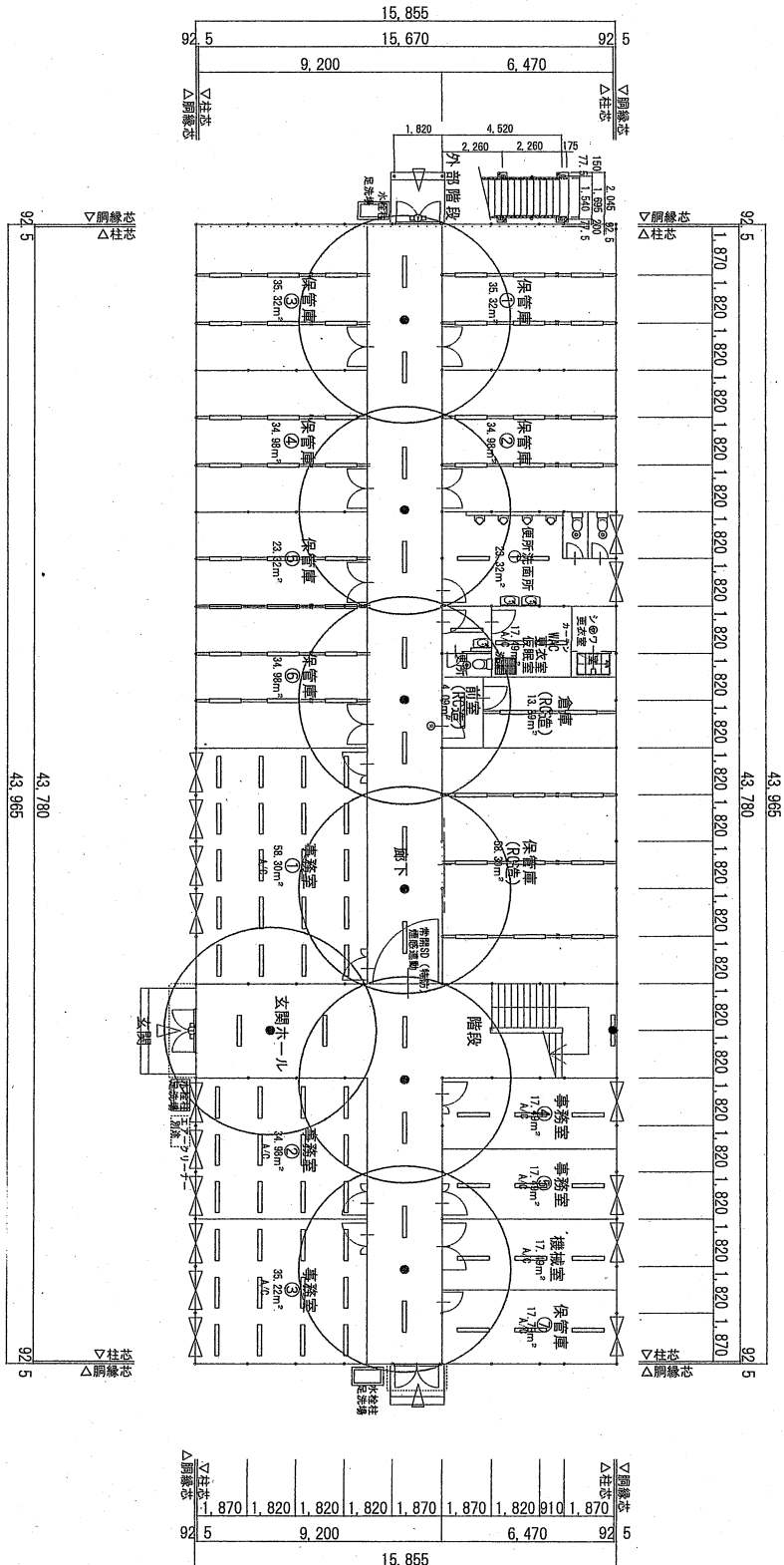


	R40-1 廊下
	R40-2 廊下
	R20-1 廊下
	R10-1 廊下
	R20-1 廊下 給水配
	非常用消防給水 R40-1 廊下
	非常用消防給水 R40-1 廊下

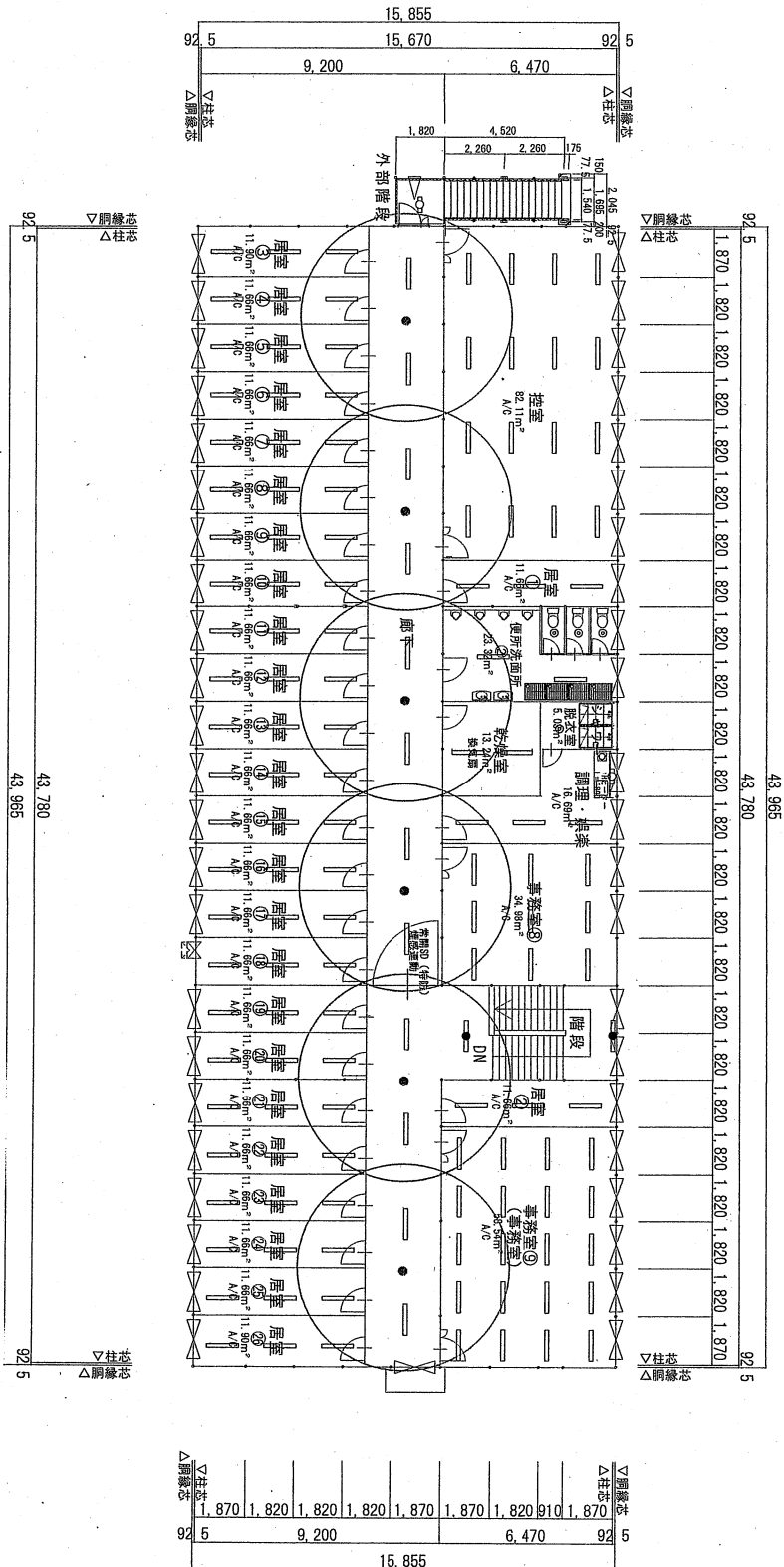
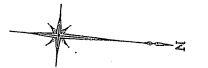


件名	北熊本 (R8) 仮設隊庁舎設置及びリース	図面No	22/35
図名	1階 電灯設備図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	

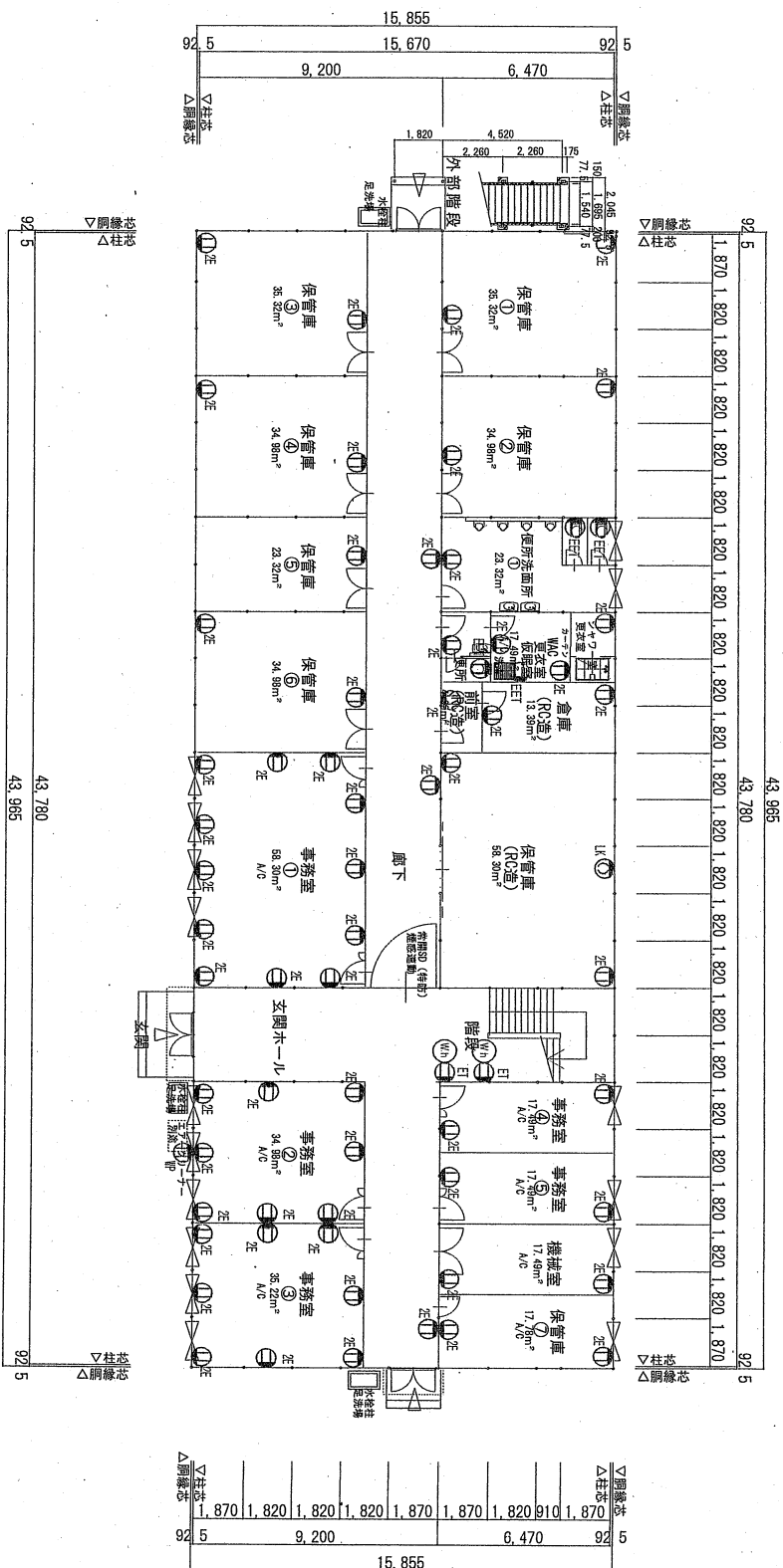
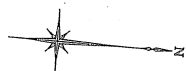




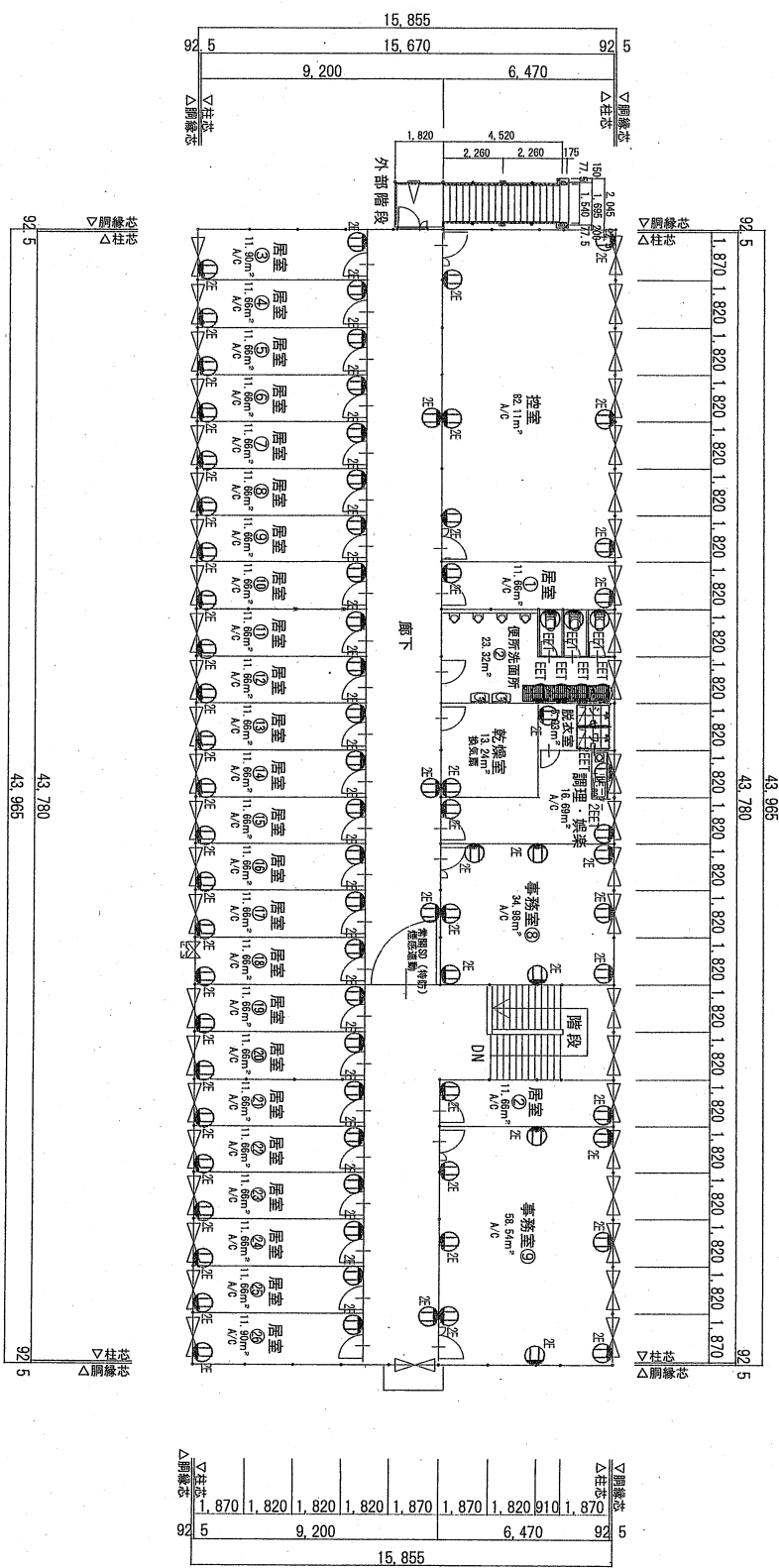
件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	24/35
図名	1階 非常用照明設備図	縮尺	1/200
	陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日



件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No	25/35
図名	2階 非常用照明設備図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



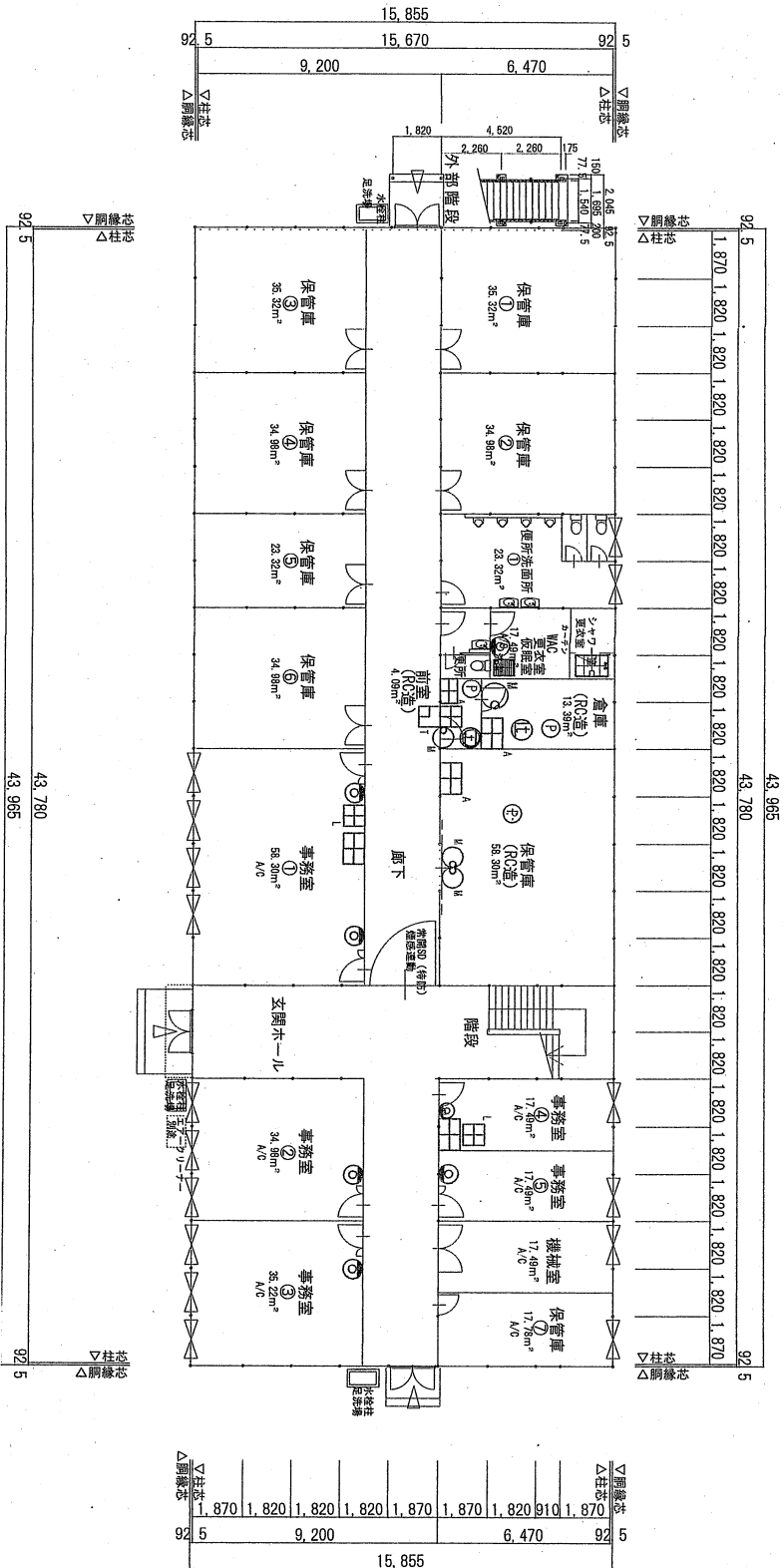
件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	26/35
図名	1階コソセント設備図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



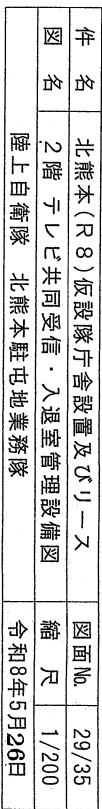
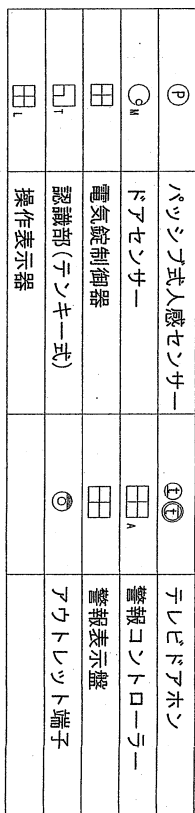
件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No	27/35
図名	2階 コンセント設備図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



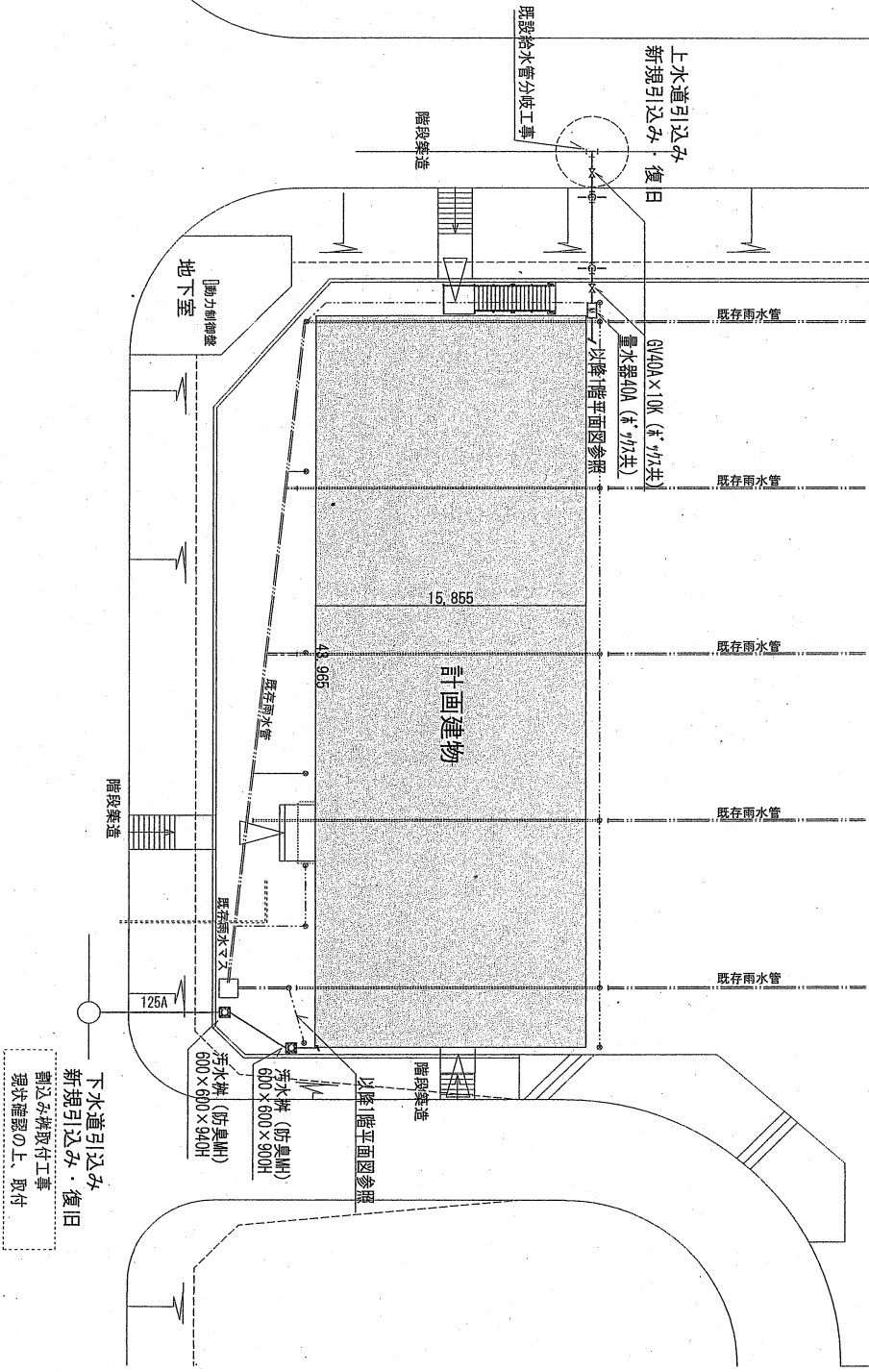
①	パッシブ式人感センサー	①②	テレビドアホン
③	ドアセンサー	④	警報コントロール
⑤	電気錠制御器	⑥	警報表示機
⑦	認識部(テンキー式)	⑧	アラート端末子
⑨	操作表示器		



件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	28/35
図名	1階 テレビ共同受信・入退室管理設備図	縮尺	1/200
	陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊	令和8年5月26日	



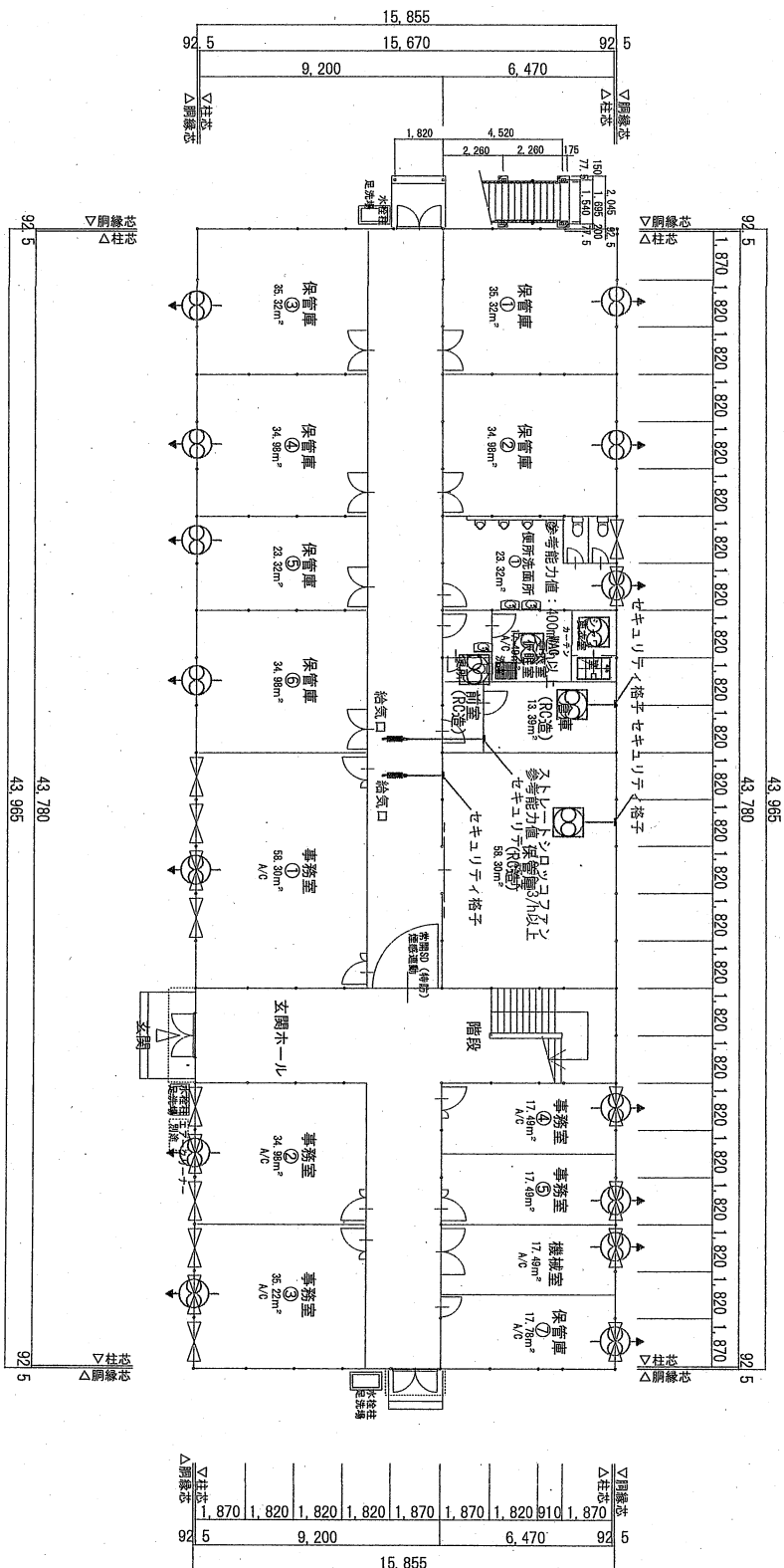
既存建物 B庁舎
耐火建築物
RC造 3階建て



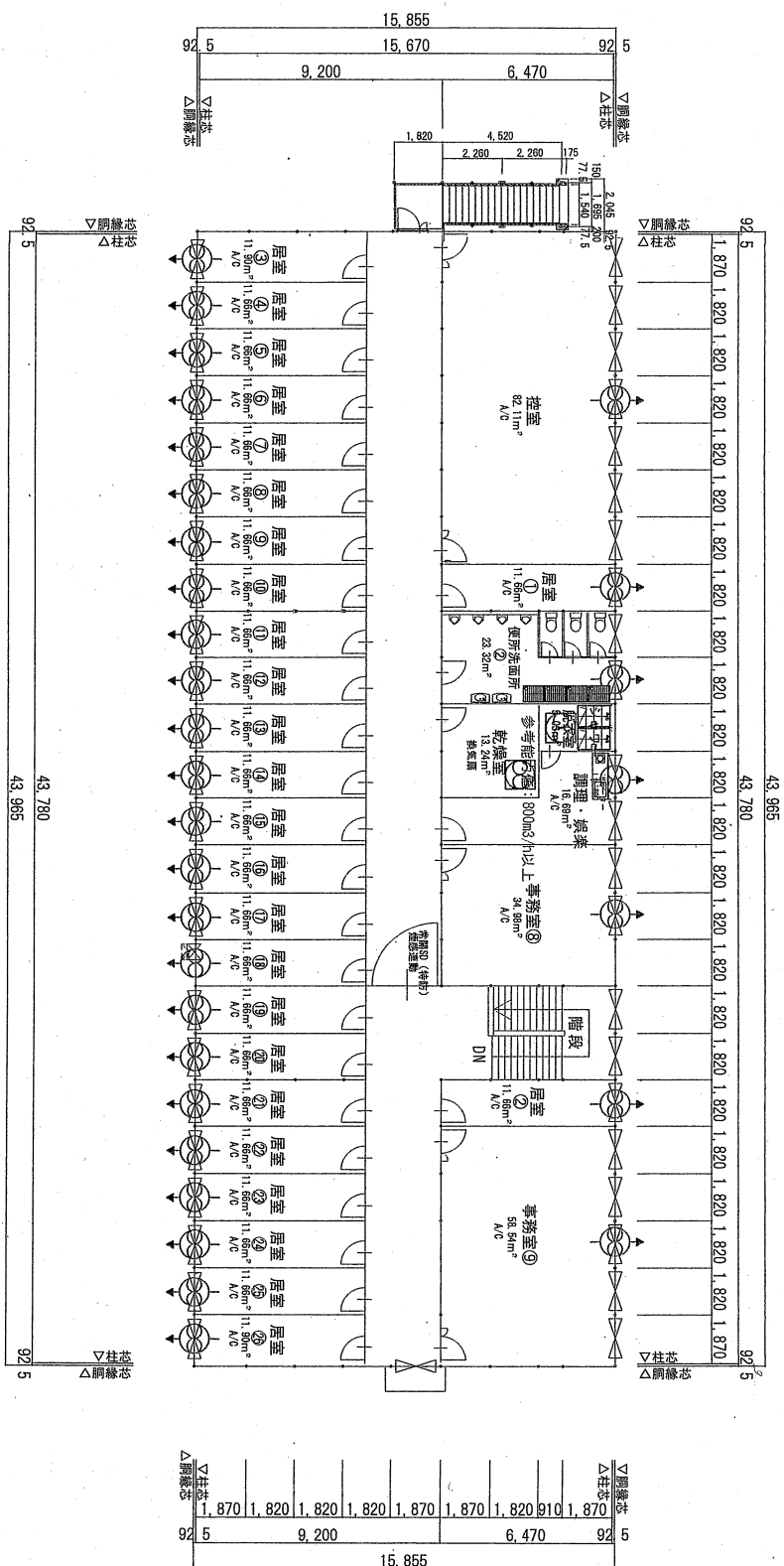
既存建物
耐火建築物
RC造 3階建て

件名	図名	縮尺
北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	給排水引込み図	1/300
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		

図面No. 30/35
令和8年5月26日



件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びブリース	図面No.	31/35
図名	1階 換気設備図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	32/35
図名	2-1階 換気設備図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	

機器表

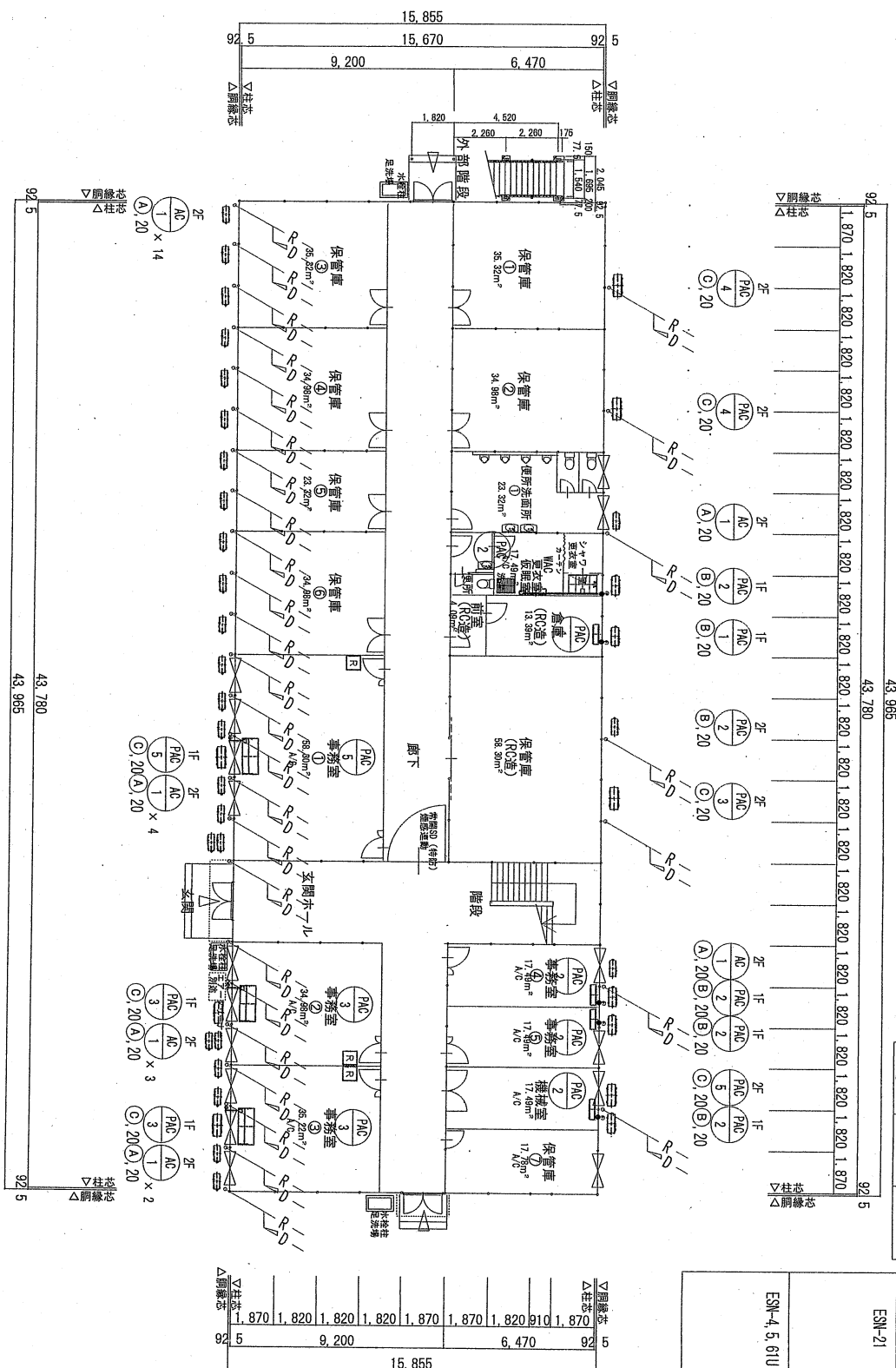
[illegible]

件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	33/35
図名	冷暖房設備機器表	縮尺	——
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	



冷媒管サイズ表		
記号	ガス管(φ)	液管(φ)
A	9.5	6.4
B	12.7	6.4
C	15.9	9.5

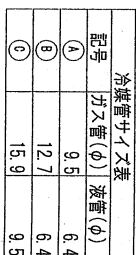
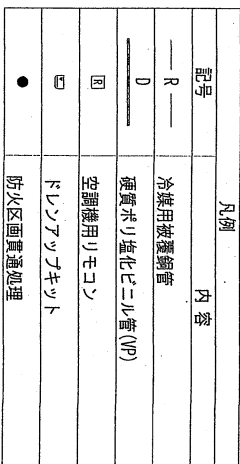
ES-11	
ESN-21	
ESN-4, 5, 6IU	



凡例	内容
記号	冷媒用配管
R	硬質ポリ塩化ビニル管 (P)
D	空調機用リモコン
E	フレキシブル管
●	防火区画貫通処理

- 注記)
1. フレキシブル管の勾配は 1/100とする。
フレキシブル管は自然放流とする。
 2. 室外露出配管はキャンパス巻き仕上りとする。
 3. 冷媒管は液管10mm/ガス管7mm保通とする。
 4. ● は区画貫通処理(国土交通省大臣認定工法)を示す。

件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びびりー	図面No.	34/35
図名	1階 冷暖房設備平面図	縮尺	1/200
陸上自衛隊	北熊本駐屯地業務隊	令和8年5月26日	

[illegible]

- (注記)
1. ドレン管の勾配は 1/100とする。
 2. ドレン管は自然放流とする。
 3. 室内暖気配管はヤンパス巻き止上げとする。
 4. 冷暖気配管は液管10mm/ガス管10mm保温とする。
 4. ●は区画貫通処理(国土交通省大臣認定工法)を示す。

件名	北熊本(R8)仮設隊庁舎設置及びリース	図面No.	35/35
図名	2階冷暖房設備平面図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊		令和8年5月26日	